

平成22年

上砂川町議会議録

第2回 定例会

上砂川町議会

平成22年第2回定例会

第 1 号 (6月22日)

議事日程	6
会議録署名議員	7
開会の宣告	7
開議の宣告	7
会議録署名議員指名について	7
会期決定について	7
諸般の報告	7
総務文教常任委員長 川上三男の報告	7
厚生建設常任委員長 高橋成和の報告	8
議長の第2回中・北空知廃棄物処理広域連合議会臨時会結果報告	9
副町長の(株)上砂川振興公社平成21年度決算並びに平成22年度事業計画報告	9
例月出納検査結果報告(3・4・5月分)	12
町長行政報告	12
教育長教育行政報告	13
報告第1号 専決処分報告について「平成21年度上砂川町一般会計補正予算(第9号)」 (承認)	14
報告第2号 繰越明許費の報告について「平成21年度上砂川町一般会計予算及び水道事業 会計予算繰越明許費」(承認)	15
同意第2号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて(同意)	17
議案第31号 上砂川町課設置条例等の一部を改正する条例制定について	17
議案第32号 上砂川町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について	19
議案第33号 上砂川町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部 を改正する条例制定について	19
議案第34号 上砂川町火災予防条例の一部を改正する条例制定について	21
議案第35号 北海道市町村備荒資金組合格約の変更について	22
議案第36号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について	22
議案第37号 北海道市町村総合事務組合格約の変更について	22
議案第38号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について	22
町政執行方針	25
教育行政執行方針	32
議案第39号 平成22年度上砂川町一般会計補正予算(第1号)	35
議案第40号 平成22年度上砂川町立診療所事業特別会計補正予算(第1号)	41
議案第41号 平成22年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算(第1号)	42
議案第42号 平成22年度上砂川町水道事業会計補正予算(第1号)	43
休会について	45

散会の宣告	4 5
-------	-----

第 2 号 (6月25日)

議事日程	4 7
会議録署名議員	4 7
開議の宣告	4 7
会議録署名議員指名について	4 8
町政執行方針に対する質疑	4 8
水谷 寿彦	4 8
町長 貝田 喜雄	4 9
高橋 成和	5 1
町長 貝田 喜雄	5 3
数馬 尚	5 5
町長 貝田 喜雄	5 6
教育行政執行方針に対する質疑	5 6
数馬 尚	5 7
教育長 勝又 寛	5 7
議案第31号 上砂川町課設置条例等の一部を改正する条例制定について (原案可決)	5 8
議案第32号 上砂川町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について (原案可決)	5 8
議案第33号 上砂川町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について (原案可決)	5 8
議案第34号 上砂川町火災予防条例の一部を改正する条例制定について (原案可決)	5 9
議案第35号 北海道市町村備荒資金組合理約の変更について (原案可決)	5 9
議案第36号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について (原案可決)	5 9
議案第37号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について (原案可決)	5 9
議案第38号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について (原案可決)	6 0
議案第39号 平成22年度上砂川町一般会計補正予算 (第1号) (原案可決)	6 0
議案第40号 平成22年度上砂川町立診療所事業特別会計補正予算 (第1号) (原案可決)	6 0
議案第41号 平成22年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算 (第1号) (原案可決)	6 1
議案第42号 平成22年度上砂川町水道事業会計補正予算 (第1号) (原案可決)	6 1
調査第2号 所管事務調査について (許可)	6 1
派遣第1号 議員派遣承認について (承認)	6 1
追加日程について	6 1
意見書案第7号 最低賃金法の抜本改正と安定雇用の創出、中小企業支援策の拡充・強化を求める意見書 (原案可決)	6 2
意見書案第8号 機能性低血糖症に係る国の取り組みを求める意見書 (原案可決)	6 2
意見書案第9号 地方財政の充実・強化を求める意見書 (原案可決)	6 3

意見書案第10号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員定数改善、 就学保障充実等2011年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に 向けた意見書（原案可決）	63
閉会の宣告	64
出席議員	65
説明のため出席した者	66
事務局職員出席者	66

第 2 回 定 例 町 議 会

(第 1 号)

平成 2 2 年

上砂川町議会第 2 回定例会会議録（第 1 日）

6 月 2 2 日（火曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 会
午後 2 時 3 3 分 散 会

○議事日程 第 1 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 会期決定について
6 月 2 2 日～6 月 2 5 日
4 日間
- 第 3 諸般の報告
- 1) 議会政務報告
- 2) 閉会中における常任委員会所管
事務調査結果報告
総務文教常任委員会（川上委員
長）
厚生建設常任委員会（高橋委員
長）
- 3) 第 2 回中・北空知廃棄物処理広
域連合議会臨時会結果報告（議
長）
- 4) (株) 上砂川振興公社平成 2 1
年度決算並びに平成 2 2 年度事
業計画報告（副町長）
- 5) 例月出納検査結果報告（3・4
・5 月分）
- 第 4 町長行政報告
- 第 5 教育長教育行政報告
- 第 6 報告第 1 号 専決処分報告につ
いて「平成 2 1 年度上砂川町一般会計
補正予算（第 9 号）」
- 第 7 報告第 2 号 繰越明許費の報告に
ついて「平成 2 1 年度上砂川町一般

- 会計予算及び水道事業会計予算繰越
明許費」
- 第 8 同意第 2 号 固定資産評価員の選
任につき同意を求めることについて
※ 同意第 2 号は即決とする。
- 第 9 議案第 3 1 号 上砂川町課設置条例
等の一部を改正する条例制定につ
いて
- 第 1 0 議案第 3 2 号 上砂川町乳幼児等医
療費助成に関する条例の一部を改正
する条例制定について
- 第 1 1 議案第 3 3 号 上砂川町重度心身障
害者及びひとり親家庭等医療費の助
成に関する条例の一部を改正する条
例制定について
- 第 1 2 議案第 3 4 号 上砂川町火災予防条
例の一部を改正する条例制定につ
いて
- 第 1 3 議案第 3 5 号 北海道市町村備荒資
金組合同約の変更について
- 第 1 4 議案第 3 6 号 北海道市町村職員退
職手当組合同約の変更について
- 第 1 5 議案第 3 7 号 北海道市町村総合事
務組合同約の変更について
- 第 1 6 議案第 3 8 号 北海道町村議会議員
公務災害補償等組合同約の変更につ
いて
※ 議案第 3 1 号～第 3 8 号は、提

案理由・内容説明までとする。

- 第17 町政執行方針
第18 教育行政執行方針
第19 議案第39号 平成22年度上砂川町一般会計補正予算(第1号)
第20 議案第40号 平成22年度上砂川町立診療所事業特別会計補正予算(第1号)
第21 議案第41号 平成22年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
第22 議案第42号 平成22年度上砂川町水道事業会計補正予算(第1号)
※ 議案第39号～第42号は、提案理由・内容説明までとする。

○会議録署名議員

4番	数馬	尚
5番	高橋	成和

◎開会の宣告

○議長(堀内哲夫) おはようございます。ただいまの出席議員は9名です。

理事者側につきましても全員出席しております。

定足数に達しておりますので、平成22年第2回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

(開会 午前10時00分)

◎開議の宣告

○議長(堀内哲夫) 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員指名について

○議長(堀内哲夫) 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定に

よって、4番、数馬議員、5番、高橋議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

◎会期決定について

○議長(堀内哲夫) 日程第2、会期決定について議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月25日までの4日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀内哲夫) 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から6月25日までの4日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

◎諸般の報告

○議長(堀内哲夫) 日程第3、諸般の報告を行います。

議会政務報告を行います。報告事項につきましては、それぞれ印刷してお手元に配付しているとおりでありますので、ごらんになっていただき、報告にかえさせていただきます。

次、閉会中における常任委員会の所管事務調査結果について各常任委員長から報告を求めます。

最初に、総務文教常任委員会、川上委員長。

○総務文教常任委員長(川上三男) それでは、所管事務調査報告結果を申し上げます。

調査期間は、平成22年5月11日から14日までの4日間です。

調査項目は、特産品の加工販売、シイタケで岐阜県関市にあります株式会社エコピヤ平成の平成椎茸すなっくと、同じく岐阜県川辺町にあります黒川農場の無添加自家製加工品、シイタケです。

調査委員は、議長を含む総務文教常任委員会、厚生建設常任委員会の全員で、随員は是洞議会事務局長であります。

説明員は、株式会社エコピヤ平成の主任の森成

孝氏と黒川農場取締役副社長の横田泰弘氏です。

調査内容は、特産品のシイタケについて商品化の可能性を探ると同時に、商品化を促進するための具体的な販路開発を調査しました。

①、平成椎茸すなっくは、株式会社エコピヤ平成の経営する道の駅平成にて特産品として製造販売されています。特産の原木生シイタケやそのまま食べやすく薄くスライスしたものを特殊製法でさくとした食感としょうゆ味やワサビ味など4種類の味つけをされた商品で、道の駅特産品コーナーで販売されています。開発経緯は、特産である生シイタケが県下最大の生産量を誇りながらも、天然の原木による自然栽培のために商品の均一化ができにくく、市場価格も不安定で、経営も安定しないため、2次加工品を検討していたところ、まちおこし事業の指定を受け、商工会、市、椎茸振興会が一体となり、椎茸すなっくが研究、開発されました。

次の②は、無添加自家製加工品、シイタケは、黒川農場の3兄弟が経営するしいたけブラザーズが原木生シイタケから製造、直売するもので、農場内の小さなショップでは生、乾燥、加工シイタケなどを特産品として直売しています。加工品には、肉まん風のしいたけまん、地元の本みりと厳選した調味料などを使用し、長時間煮込んだ煮しめ風の山あわび、しいたけづくしやからし、酒かすで漬けたからしっ子など、手づくり加工品として自家製造しているものです。年々減り続ける原木シイタケの生産増のため、特産品として親子2代による自主開発品となっています。農場内には、ほだ木15万本を有する本場とショップ、シイタケ狩りハウスが整備され、販売されています。

調査結果については、いずれも原木シイタケを原料としており、その最大の理由は原木シイタケはナラやクヌギなどのかたい木をゆっくりとした時間のもとで自然の力によって分解させ、反対に菌床シイタケは人工栄養剤などにより効率がよく、かつ短期間の栽培を可能にできましたが、

反面水分が多く、シイタケ本来の風味が失われるそうです。菌床シイタケは、今回調査しました加工品などへの商品化は適さないとのことで、新たに特産品加工についての研究が必要と考えます。販売方法にあっては、地元マスコミを取り込んだ各種イベントの取材協力のほかに、ホームページによるPRやインターネット通信販売などインターネットの活用が盛んに利用されていたことやシイタケ直売店として農場内、観光施設で運営されていたことは、今後の特産品の販路拡大の参考になるものと考えます。

以上、報告とさせていただきますが、不足の点がありましたら、資料等が事務局に保管してありますので、ごらんいただきますようお願い申し上げます。報告とさせていただきます。

○議長（堀内哲夫） 次、厚生建設常任委員会、高橋委員長。

○厚生建設常任委員長（高橋成和） 厚生建設常任委員会所管事務調査報告についてご報告申し上げます。

調査期間は、平成22年5月11日から5月14日までの4日間です。

調査項目につきましては老人福祉センターの地域活用についてと題しまして、視察場所につきましては石川県宝達志水町、老人福祉センター宝寿荘でございます。

調査委員につきましては、堀内議長を含めました議員全員でございます。

随行員は、是洞議会事務局長です。

続きまして、説明員ですが、宝達志水町側から金田議会議長、林教育厚生常任委員会委員長、米谷議会事務局長、高島健康福祉課長です。

調査内容につきましては、社会福祉施設を活用し、利用者がみずから趣味やボランティア活動を企画し、活発に地域の交流を深めている地域福祉の展開と生涯学習の状況について調査いたしました。

調査結果でございます。今回訪問した老人福祉

センター宝寿荘につきましては、旧押水庁舎横に位置し、昭和53年に建設された施設と聞いておりましたが、昨年地域活性化・生活対策臨時交付金を活用し、総工費1億円をかけたこともあり、ほぼ新築同様のつくりとなっております。施設内部につきましては、健康ルームや生涯学習教室、娯楽休憩施設、屋外にはグラウンドゴルフを楽しめる施設もございまして、高齢者の利用は1日平均60人以上ということで、視察当日も利用者が大変多いように見受けられました。

施設の概要説明を受けた後意見交換を行いました。参考になった点として、利用拡大を目的に施設の利用料金を200円と低額に設定していることと交通網が不便なことから巡回バス3台を無料で山間部も含め運行させています。また、ダイヤモンド型交通システムを活用し、役場が窓口となり、地元のタクシー会社と提携を結び、町内一律どこに行っても500円という低額な料金設定で高齢者の自宅まで送り迎えを行っております。行政サービスも十分に今のところ機能していることもあり、常日ごろから介護予防や生きがいづくりの場として活用されているように思います。また、利用者が施設を支える体制ができていることでボランティア活動も積極的に行われているのではないかと推測いたしました。

本町も4つの施設を併用し、福祉医療センターを運営していることから、今後は費用対効果もありますが、行政と利用者が連携し、ボランティアも含め一人一人が施設を支えていくという理念を持つことの大切さを改めて実感いたしました。

以上でご報告を終わります。

○議長（堀内哲夫） 次、第2回中・北空知廃棄物処理広域連合議会臨時会結果報告については、私のほうから報告いたします。

中・北空知廃棄物処理広域連合議会について。

平成22年6月2日、歌志内市公民館におきまして、議件1件、議案第1号 平成22年度中・北空知廃棄物処理広域連合一般会計補正予算（第1

号）、結果といたしまして、慎重審議の結果、全会一致、原案のとおり可決をされました。

次、株式会社上砂川振興公社の平成21年度営業報告、決算報告並びに平成22年度事業計画報告について。副町長。

○副町長（奥山光一） それでは、ご指示によりまして、株式会社上砂川振興公社の経営状況等につきましてご報告申し上げます。

お手元に振興公社の平成21年度営業報告、決算報告並びに平成22年度事業計画書を配付しておりますので、ご参照願います。

1ページ、1番、決算の概要をごらん願います。株式会社振興公社は、平成19年度に上砂川町より施設及び周辺の土地を購入し、上砂川岳温泉パンケの湯の独自運営に入り、4年目を迎え、隣接いたしますパークゴルフ場などの町有財産との一体的かつ効率的活用を図る中、無料送迎バスの運行のほか、各種健康づくりイベントの開催を中心とした健康の里づくりプロジェクト事業を加えた営業展開を継続して実施し、法要を含めた法要宴会などの継続事業及び新規事業を実施し、独立採算の基本理念のもと温泉経営に努めてまいりました。しかしながら、入り込み客数は増加となりましたが、国内外の経済状況の悪化による宿泊客の減少とパンケの日などの安価日の入館者増による客単価の減少により、厳しい運営を強いられているところでございます。平成21年度の公社全体の収支についてでございますが、下段の表に記載のとおり平成20年度対比1,100万円ほどの減収となっており、利用収益では日帰り入館客数は前年度より増加いたしました。割引デーへの集中や回数券の購入による客単価の減や宿泊客数、食堂、宴会の落ち込みが減収の大きな要因となっております。

詳細な内容についてご説明申し上げます。1ページ下段から2ページ上段に記載の収入区分別売上高平成20年度比較のとおり、利用収益では対前年度比7.8%、922万7,000円の減の1億912万円と

なり、これに町助成金2,676万3,000円、内訳といたしましては入浴料助成1,333万3,000円、入湯税分514万円、国民休養地等管理委託438万5,000円のほか、平成21年度からのふるさと雇用再生特別事業分390万5,000円と雑収入50万4,000円を加えた1億3,638万7,000円が平成21年度の事業収益総額となったところでございます。

2ページ中段の(2)をご参照いただきたいと思います。先ほど申し上げましたように入り込み客数の状況では、日帰り入館客数は対前年度比2%、1,951人増の9万9,138人、宿泊客数は対前年度比11.9%、768人減の5,688人で、温泉施設の利用客数全体で対前年度比1.1%、1,183人増の10万4,826人となったところであります。

続きまして、支出であります。施設管理費では重油やガスなどの燃料費について見積もり合わせを実施いたしましたほか、自助努力といたしまして期末手当等の人件費の削減を含め、さらに仕入れの一部見直しによりまして削減を実施することができましたが、営業推進用のPRパンフレットの増刷などの備消耗品費の増加や施設及び備品等の修理などの修繕費の増加によりまして1億3,603万6,000円となり、差し引き35万1,000円の経常利益から法人税を差し引いた3万6,000円が当期純利益となったところでございます。

なお、事業実施に係る経費の主な内訳を2ページ上段に記載しておりますほか、各実施事業の状況につきましては2ページ下段から4ページ下段にまとめておりますが、2ページ中段の(3)に記載のとおり、昨年7月からのふるさと雇用再生特別推進事業でございます我が町PR大使の配置による営業実績を記載しております。平成22年3月までの実績額は、454万8,400円となっております。

また、平成20年度から取り組みをいたしました法要宴会にありましては、4ページ中ほどに記載しておりますが、28件、247万5,000円の売り上げとなり、大きな効果となっているところでござい

ます。

また、5ページには、庶務報告といたしまして本年3月31日現在の会社の概要を記載しておりますが、公社の発行済み株式は③番の資本金の履歴にございますように、18年度末に町より温泉施設等の取得にあわせ7,600株、3億8,000万円の増資がなされ、現在の資本金9,299株、4億6,495万円となり、11番、株主名簿に記載のとおり株式の100%を町が所有しているところでございます。

次に、6ページでございますが、施設の利用状況を記載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

7ページ、貸借対照表でございます。この表は、振興公社の年度末における資産と負債の項目を記載しておりますが、資産と負債の額はそれぞれ4億650万8,125円となるもので、流動資産等各項目の詳細につきましては8ページに貸借対照表明細書を記載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

9ページ、損益計算書でございます。公社全体の損益につきましては、先ほど全体の収支について述べさせていただきましたが、損益計算書のとおり税引き前当期純利益金額が35万1,026円となり、これから法人町民税と道民税31万5,000円を差し引いた3万6,026円が当期純利益金額となります。

1ページ飛びまして11ページ、株主資本等変動計算書に記載のとおり、この純利益金を前年度までの繰越損益7,532万2,384円に充当し、当期末現在の繰越損益が7,528万6,358円の累積赤字となるものでございます。

10ページに戻らせていただきますが、販売費及び一般管理費につきましては9ページ、損益計算書中段の販売費及び一般管理費の詳細でございますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

続きまして、平成22年度の事業計画についてご説明いたします。13ページでございます。1番の基本方針であります。本年度は、引き続き無料送

迎バスの運行や各種健康づくりイベントの開催などを中心とした健康の里づくりプロジェクト事業を加えた営業展開を中心としながら、現在の不況による影響を考慮しつつ、ふるさと雇用再生特別対策推進事業、我が町PR大使を中心とした営業活動により、日帰り客数、特に落ち込みが著しい宿泊客数の確保や宴会、売店販売におきましても前年度並みの収入の確保を前提として、新規プロジェクトの創出などにより健全な温泉経営に努めるものであります。昨年度の入込み客数は前年度対比1.1%、1,183人の増となりましたが、収益では安価日に入館者が集中したことにより客単価が減少となっており、また近隣市町施設との競合などから、なお一層厳しい経営環境になるものと認識いたしますが、年間利用客を前年度対比174人増の10万5,000人と見込み、利用収益を前年度決算対比0.8%、88万円増の1億1,000万円を目標に掲げ、営業努力をいたします。

また、支出にありましては、燃料、光熱水費の値上げなどにより今後営業経費の負担が大きくなることが予想されることから、人件費の削減の継続や燃料納入業者との見積もり合わせのほか、仕入れ原価抑制並びに各管理経費の削減などの自助努力を行うとともに、効率的な運営を見据えた社内体制の維持により利用者ニーズにこたえられるよう社員の意識改革を進め、各種サービスの工夫や新規プランの創出に努め、顧客の確保に取り組んでまいります。

次に、2番の部門別事業計画であります。事業展開の重点目標といたしまして、日帰り部門にありましては毎週火曜日、入館割引デーの年間継続設定や優待つき回数券の年2回販売等による集客方法の展開、継続実施の足若の会開催に連動した無料送迎バスの運行による効率化と祝祭日などに合わせた露店あるいはイベントの開催とともに、本年2月にリニューアルいたしましたインターネットによるPR媒体を利用した宣伝活動を積極的に実施し、集客向上を図ってまいります。

落ち込みの著しい宿泊部門にありましては、訪問販売等を行う営業サラリーマンの中長期宿泊の確保のほか、夏休み、冬休みの子供を中心とした家族連れプランや毎月2日をメンズデーに、12日をレディースデーに、22日を夫婦の日プランなどグループ向けの新規プランの実施や旧ロッジ及び町内スポーツ施設を利用した大学生などの合宿誘致活動、町職員の協力を得ながら官公庁、各種団体へのPR等、誘客に努めてまいります。また、近隣市町の振興公社とのタイアップ事業の創出検討並びに各種事業との連携協力を図り、誘客に努めてまいります。

レストラン、宴会部門にありましては、季節感のあるメニューの創造、イベントに合わせた料理や月間ごとの新メニュー等の販売を継続して促進してまいりますとともに、宴会誘致策といたしまして町内外事業所、各種団体等の訪問のほか、特に法要ゼんのPRを強化し、集客を図ってまいります。また、運動会デリバリーの実施はもとより、自宅での宴会デリバリーの実施を継続して行い、原材料価格の高騰による影響を抑えながら、仕入れ価格の見直しと食味を落とさずに経費の削減を図ってまいります。

売店部門につきましては、各商品の販売状況を的確に把握し、顧客ニーズに沿った商品選択を行うことにより販売促進を図るとともに、自動販売機の利用状況を把握し、新商品販売に努めつつ、仕入れ価格の見直しによる経費の削減を進め、特設ワゴンでの廉価販売などを行い、売り上げ向上に努めてまいります。また、町内業者との協力、連携による特産品の販売についても継続実施し、特産加工品などの販売についても検討してまいります。

次に、事業予算案でございます。3番でございますが、収入を1億3,800万円、支出を1億3,750万円とし、差し引き50万円とする予算でございますが、詳細につきましては1ページ飛びまして16ページの収支計画明細書によりご説明申し上げます。

す。

収入でございます。利用収益といたしまして入館料2,581万5,000円、町民無料券382万3,000円、宿泊料2,220万4,000円、以下手数料までの合計で1億1,000万円を見込み、営業外収益につきましては入浴助成分などの町補助金2,800万円を含め、合計で1億3,800万円としたところであります。次に、費用でございますが、人件費と厚生福利費で5,197万7,000円のほか、燃料費1,094万5,000円、光熱水費1,595万4,000円、仕入れ2,643万9,000円などの管理経費を見込み、合計で1億3,750万円とし、差し引き50万円の経常利益を確保する収支予算となっております。

15ページには、ただいまご説明いたしました内容について損益計算書としてまとめておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

なお、公社の今期総会におきまして代表取締役の辞任並びに選任がございまして、貝田町長が代表取締役を辞任いたしました、その後任の代表取締役に私奥山が選任されたところでございます。

以上が振興公社の営業報告でございますが、振興公社にありましては昨年に引き続き厳しい営業環境にありますことから、町といたしましても健康の里づくり事業の推進を含め、さらなる協力と指導に努め、健全経営がなされるよう助言してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたく、ご報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 次、例月出納検査結果報告を行います。

本件につきましては、お手元に配付の報告書の3、4、5月分のとおりでありますので、ごらんいただき、報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

ここで、議場が大変暑くなっておりますので、上着を脱いでもらっても結構でございます。お楽な姿勢でお願いしたいと思います。

◎町長行政報告

○議長（堀内哲夫） 次、日程第4、町長の行政報告を行います。町長。

○町長（貝田喜雄） それでは、町長行政報告をいたします。

今回報告いたします平成22年第1回定例会から本定例会までの町政執行上の事項につきましてはお手元に配付の報告書により報告とさせていただきますが、その他1件につきまして報告をさせていただきます。

三鈺建設株式会社のシイタケ栽培事業への参入についてご報告いたします。本町では、上砂川バイオやわたなべファームを中心にシイタケ栽培事業を進め、その後ジャパン社の進出によりシイタケの年間収穫量が800トンを超え、全道一と言われております白老町の830トンに匹敵するまでとなり、近年良質なほだ木シイタケの産地として、徐々にではありますが、認められつつあり、キャラクターによるPR等側面支援をし、進出企業等への働きかけにより特産品開発にも着手しているところでございます。道内で唯一農業のない本町といたしましては、シイタケ関連企業の誘致や既存企業を育成支援することにより栽培棟の増設を図り、シイタケのほだ木の製造、栽培、出荷まで町内ですべて対応できる菌床シイタケの産地化形成とブランド化を進めているところであります。

このような状況の中、このたび建設業者である三鈺建設が昨今の公共事業の減少により新たな事業展開に踏み切るものとして異業種参入を検討していたところ、わたなべファームの栽培ハウスを建設した経緯から、シイタケ栽培事業への参入を決め、7月1日付でわたなべファームとの共同出資により新会社を設立し、事業推進を図るものでございまして、当面はシイタケ栽培のノウハウを持つ渡辺社長の支援を受け、経営に当たることとなっております。このことから、過日三鈺建設より、わずかながらでも雇用面を含め上砂川町の目指すシイタケの産地化形成の一助になればとのこ

とで、本町工業団地への進出について申し入れがあったところでございます。

事業内容につきましては、昨年本町工業団地にわたなべファームが建設したハウスの西側に252.72平方メートルの鉄骨ドーム型栽培ハウス2棟と事務所1棟を建設するもので、事業費につきましては5,600万円程度となっているところでございます。これによりまして年間40トンのシタケを集荷することになりまして、年間売上額も3,000万円程度が見込まれ、雇用につきましても当面4名の雇用を予定するところでございます。地域経済の活性化につながるものでございまして、将来的には増棟も視野に入れているとのことでございます。また、栽培ハウスの建設により上砂川バイオから菌床ほだ木を年間8万本購入することとなり、関連企業への波及効果も期待されるところでございます。

この栽培ハウス建設につきましては、7月上旬にハウスの建設に着手し、10月上旬には操業を開始する予定となっており、町といたしましては従前の例によりまして、産炭地振興センターの新基金助成金を活用いたしまして地域振興のため支援してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

なお、振興センターの交付決定時期が12月ごろまでずれ込むこととなりますので、関係予算につきましては12月定例会に補正予算計上いたしまして対応してまいりたいと考えておりますので、重ねましてご理解を賜りたくお願いを申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（堀内哲夫） 以上で町長の行政報告を終わります。

◎教育長教育行政報告

○議長（堀内哲夫） 次、日程第5、教育長の教育行政報告を行います。教育長。

○教育長（勝又 寛） 教育行政報告を申し上げます。

平成22年第1回定例会以降の町内外の主要な会議、行事につきまして、お手元に配付させていただいております報告書のとおりでございますが、学校施設の耐震化事業及び大規模改修事業の進捗状況につきましてご報告を申し上げます。学校施設の耐震化事業及び大規模改修事業につきましては、昨年から3回にわたり全員協議会で工事内容等について説明をさせていただきましたが、その後の工事等の進捗状況につきましてご報告をいたします。

中学校におきましては、新学期の準備等で忙しい春休み期間中の3月25日から新学期の前日の4月5日まで、先生と生徒の方々にお手伝いをいただき、1階、2階の普通教室や特別教室の授業に使用する教材備品などを3階へ移動いたしました。4月6日より音楽、体育を除くすべての授業を3階で行っております。工事につきましては、4月早々から1階、2階部分での既設の木の壁、床柱、モルタルなどの解体撤去を行い、5月からは耐震補強に伴います内部の改修工事を行っております。大きな騒音が出る工事につきましては、授業が終了する午後3時過ぎから夜間及び土日に集中して行い、工事現場には生徒が侵入できないよう、さくの取り付けを行うなど安全面にも十分注意しているところであります。

現在は、足場の組み立てにより工事の状況などは見えませんが、校舎、体育館の外壁の塗装はがしを行っており、格技室、体育館にあっては外部の耐震化補強工事を行っております。10月中旬には校舎の1階、2階部分の工事が完了する見込みでありますので、その後教室を3階から1階、2階へ移動する予定となっております。11月より3階、4階にかけて耐震化の工事を行い、来年3月中旬まで完成する予定となっております。なお、工事期間中の安全面等に配慮するため、学校の先生、工事関係者、教育委員会の3者で委員会を立ち上げて、10日に1度のペースで、各種工事を行うことでの問題点や安全面について打ち合わせを

行っております。

小学校の体育館の耐震化工事につきましては、7月上旬から外部の耐震化工事を始めますとともに、体育館の外部塗装工事、屋根の塗装工事を行い、外部工事につきましては夏休み期間中までに完了させることとしております。体育館内部の耐震化工事につきましては中学校が夏休みに行うため、小学校は冬休みの期間中に行うこととしております。

いずれの工事におきましても、騒音対策や安全面に十分に配慮してまいります。

以上、現在までの学校施設の耐震化事業及び大規模改修事業の進捗状況につきましてご報告をさせていただきますましたが、ご理解を賜り、お願い申し上げます。

○議長（堀内哲夫） 以上で町長の行政報告並びに教育長の教育行政報告を終わります。

◎報告第1号

○議長（堀内哲夫） 次、日程第6、報告第1号 専決処分報告について「平成21年度上砂川町一般会計補正予算（第9号）」を議題といたします。

報告理由の説明を求めます。町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま上程されました報告第1号 専決処分報告について「平成21年度上砂川町一般会計補正予算（第9号）」の提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき次の事件を専決処分したので、報告する。

平成21年度上砂川町一般会計補正予算(第9号)

補正理由といたしましては、地方譲与税及び地方交付税等の歳入増額に係る歳入予算について補正し、財政調整基金等の積立金について歳出予算の補正をするものであります。

それでは、報告第1号、予算書本文をご参照願います。報告第1号 平成21年度上砂川町一般会計補正予算（第9号）

平成21年度上砂川町一般会計補正予算(第9号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,623万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億7,403万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成22年3月31日専決

北海道上砂川町長 加賀谷 政 清

以下、内容の説明につきましては副町長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で報告理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（奥山光一） それでは、ご指示によりまして、報告第1号について内容の説明をさせていただきます。

このたびの補正は、地方譲与税、地方消費税交付金、地方交付税などの精査による歳入増額分について財政調整基金等へ積み立てるものでございます。

2 ページでございます。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、2 款地方譲与税300万円の追加で、1,865万5,000円となります。

2 項自動車重量譲与税300万円の追加で、1,400万円となります。

2 款地方消費税交付金300万円の追加で、3,900万円となります。

1 項地方消費税交付金、同額であります。

7 款自動車取得税交付金23万円の追加で、323万円となります。

1 項自動車取得税交付金、同額であります。

9 款地方交付税1億1,000万円の追加で、16億4,112万3,000円となります。

1 項地方交付税、同額であります。

歳入合計が1億1,623万円の追加で、34億7,403万5,000円となるものでございます。

2、歳出、2款総務費1億1,623万円の追加で、8億1,041万4,000円となります。

1項総務管理費1億1,623万円の追加で、7億9,509万2,000円となります。

歳出合計が1億1,623万円の追加で、34億7,403万5,000円となるものでございます。

次に、事項別明細書4ページ、歳出でございませう。3、歳出、総務費、総務管理費、1目一般管理費1億1,623万円の追加で、4億9,654万1,000円となります。25節積立金で、財政調整基金において1億1,600万円、地域振興基金で13万円、ふるさとづくり基金で10万円をそれぞれ積み立てるものでございます。

次に、歳入でございませう。2、歳入、地方譲与税、自動車重量譲与税、1目自動車重量譲与税30万円の追加で、1,400万円となります。交付決定による追加でございませう。

地方消費税交付金、地方消費税交付金、1目地方消費税交付金300万円の追加で、3,900万円となります。同じく交付決定による追加でございませう。

自動車取得税交付金、自動車取得税交付金、1目自動車取得税交付金23万円の追加で、323万円となります。こちらも交付決定による追加でございませう。

地方交付税、地方交付税、1目地方交付税1億1,000万円の追加で、16億4,112万3,000円となります。特別交付税の交付決定による追加でございませう。

以上でございませう。

○議長（堀内哲夫） 以上で内容の説明を終わります。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めませう。

これより報告第1号について採決をいたしませう。

お諮りいたしませう。本件は、承認することにご異議ございませうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めませう。

したがって、報告第1号 専決処分報告について「平成21年度上砂川町一般会計補正予算（第9号）」は、承認することに決定いたしませう。

◎報告第2号

○議長（堀内哲夫） 次、日程第7、報告第2号 繰越明許費の報告について「平成21年度上砂川町一般会計予算及び水道事業会計予算繰越明許費」を議題といたしませう。

報告理由の説明を求めませう。町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま上程されました報告第2号 繰越明許費の報告について「平成21年度上砂川町一般会計予算及び水道事業会計予算繰越明許費」について提案理由を申し述べませうので、ご審議くださるようお願ひいたしませう。

提案理由といたしませうは、平成21年度上砂川町一般会計予算及び水道事業会計予算の繰越明許費に係る歳出予算を次のとおり平成22年度へ繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第2項及び地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものであること。

平成22年6月22日

北海道上砂川町長 貝 田 喜 雄

以下、内容の説明につきましては副町長からいたしませうので、よろしくお願ひをいたしませう。

以上であります。

○議長（堀内哲夫） 以上で報告理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めませう。副町長。

○副町長（奥山光一） それでは、ご指示によりまして、報告第2号について内容のご説明をさせていただきます。

繰越明許費につきましては、本年3月議会におきまして一般会計及び水道事業会計について繰越明許費の議決を得た範囲内でそれぞれ平成22年度へ繰り越しいたしましたので、ご報告するものでございます。

初めに、きめ細かな臨時交付金事業につきましては、3月議会におきまして一般会計で公営住宅水洗化工事、坑内取水施設事業など10事業、5,230万円と水道事業会計で中町配水池改修工事2,100万円の合わせて7,330万円の予算計上を行い、事業がすべて22年度となることから、22年度へ繰り越したものでございます。

次に、国民保護政策事業であります防災情報通信設備整備事業につきましても、平成22年度中の整備、稼働となりますことから、159万円を22年度に繰り越しをしたものでございます。

子ども手当システム導入事業につきましても、子ども手当の6月支給に向けシステムを導入いたしますことから、326万3,000円全額を22年度へ繰り越したものでございます。

小学校、中学校の校舎及び体育館の耐震補強、大規模改修事業につきましては、平成23年3月までの改修事業でございますので、小学校で3,175万円、中学校で3億2,885万円を平成22年度に繰り越したものでございます。

それでは、計算書本文に入らせていただきます。一般会計繰越明許費繰越計算書。2款総務費、1項総務管理費、事業名、きめ細かな臨時交付金事業、金額5,230万円、翌年度繰越金5,230万円、左の財源内訳、既収入特定財源、未収入特定財源、国・道支出金5,151万8,000円、起債、その他、一般財源78万2,000円。事業名、防災情報通信設備整備事業、金額159万円、翌年度繰越金159万円、国・道支出金159万円。

3款民生費、2項児童福祉費、事業名、子ども

手当システム導入事業、金額326万3,000円、翌年度繰越金326万3,000円、国・道支出金326万3,000円。

10款教育費、2項小学校費、体育館耐震補強事業、金額3,175万円、翌年度繰越金3,175万円、国・道支出金2,609万9,000円、起債510万円、一般財源55万1,000円。

3項中学校費、校舎・体育館耐震補強、大規模改修事業、金額3億2,885万円、翌年度繰越金3億2,885万円、国・道支出金2億6,325万7,000円、起債4,760万円、一般財源1,799万3,000円。

合計、金額4億1,775万3,000円、翌年度繰越金4億1,775万3,000円、国・道支出金3億4,572万7,000円、起債5,270万円、一般財源1,932万6,000円。

続きまして、水道事業会計繰越明許費計算書。

1款資本的支出、2項建設改良費、事業名、地域活性化対策事業、予算計上額2,100万円、支払い義務発生額2,100万円、翌年度繰越額2,100万円、左の財源内訳、他会計補助金2,100万円、不用額、翌年度繰越額に係る繰り越しを要する棚卸資産の購入限度額、説明。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で内容の説明を終わります。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより報告第2号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、報告第2号 繰越明許費の報告について「平成21年度上砂川町一般会計予算及び水道事業会計予算繰越明許費」は、承認することに決定いたしました。

◎同意第2号

○議長（堀内哲夫） 次、日程第8、同意第2号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま上程されました同意第2号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて提案理由、内容の説明をいたしますので、ご審議くださるようお願いいたします。

提案理由といたしましては、本町の固定資産評価員に奥山光一副町長を選任することについて議会の同意を求めるものであること。

本文をご参照願いたいと思います。次の者を本町固定資産評価員に選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求める。

住所、上砂川町字鶉227番地2（鶉本町2丁目1番5号）。氏名、奥山光一。生年月日、昭和33年6月18日。職業、上砂川町副町長。

本件は人事案件でありますので、全会一致をもってご同意くださるようよろしくお願いいたします。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

本件は人事案件でありますので、この際質疑、討論を省略し、即決でまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

これより同意第2号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、これに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、同意第2号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定いたしました。

ここで10分程度休憩いたします。

休憩 午前10時48分

再開 午前11時00分

○議長（堀内哲夫） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第31号

○議長（堀内哲夫） 日程第9、議案第31号 上砂川町課設置条例等の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま上程されました議案第31号 上砂川町課設置条例等の一部を改正する条例制定について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

上砂川町課設置条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、役場組織機構の見直しにより効率的な行政運営を図ることに伴い、関係する条例を改正するものであること。

以下、内容の説明につきましては副町長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めてまいります。課設置条例本文中、各課の事務分掌が相当量となっておりますので、読み上げについては省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

各課の事務分掌の読み上げについては、省略することに決定いたしました。

それでは、内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（奥山光一） それでは、ご指示により

まして、議案第31号の内容についてご説明申し上げます。

このたびの条例改正は、地域主権型社会への転換及び本町が抱える重点課題に対応するため、役場組織を見直しし、効率的な組織を運営するに当たり、関係条例を改正するものでございます。

お手元にお配りしております資料ナンバー1をごらんいただきたいと思っております。改正の内容でございますが、改正のポイントに記載しておりますとおり、現行の総務企画課を総務部門と企画産業部門に分課いたしまして、総務部門を総務課に、企画産業部門につきましては地域政策の構築や人口減少対策と密接な関係にございますので、空戸対策など重要課題に対応させるため現在の建設水道課と統合することといたしまして、新たな名称を企画振興課とするものでございます。また、係名につきましても、現行の企画産業係を地域振興係に改め、空戸住宅の利活用や住宅再編に建設係と一体となって取り組むこととし、現在の土木建築係を建設係に、上下水道係を水道係にそれぞれ係名を改めるものでございます。

次に、住民福祉課であります。住民課と福祉課に分課いたしまして、住民課につきましては住民部門であります戸籍年金係と生活環境係のほか、現在の福祉係において所管しております医療保険部門を独立させ、医療保険係を新設するものでございます。福祉課につきましては、福祉係が所管しておりました医療保険部門につきましては住民課に移行したことにより、福祉係の専門性を図り、さらに本町の重要課題であります子育て支援に関する事務の統括及び総合相談窓口として新たに子育て支援係を創設するものであります。子育て支援係にありましては、児童館、子ども手当などの事務を所管いたしますほか、保育園につきましても担当いたしますことから、保育士のほか保健師、栄養士の3者によります協力体制のもと、定例子育て相談の実施や子育て支援事業をPRするためのガイドブックの作成などを所管すること

としておりますが、福祉係、保健予防係、さらには社会教育係など各課、係間での横断的な協力、連携のもとに子育て支援事業を推進することとしております。

いずれにいたしましても、機構の見直しにより住民の皆様方が来庁の際混乱や住民サービスが低下することのないよう十分に配慮しつつ、より一層各課、係の協力体制の強化に努めてまいります。

なお、このたびの改正によりまして、現行の組織機構につきましては4課1局2委員会1センター1本部17係から5課1局2委員会1センター1本部の1課2係増に改正するものでございます。また、これによりまして、現行99名の職員体制から101名体制となりますことから、不足する2名につきまして本年度は臨時職員により対応することとしております。

次に、上砂川町議会委員会条例の一部改正でございます。資料ナンバー1の裏面をごらんいただきたいと思っております。ただいまご説明いたしましたとおり、役場機構の見直しによりまして課名の変更のほか、課の事務分掌の一部が変更となりますことから、町議会各常任委員会の所管課につきまして変更するものでございます。

初めに、総務文教常任委員会の所管でございますが、新機構により総務企画課を分課した総務部門につきましては課名を総務課に改め、税等歳入全般を所管しております税務出納課とそれにかかわります固定資産評価審査委員会に関する事務を厚生建設常任委員会から移行いたしまして、現在所管しております消防及び教育委員会を含めて4課とするものでございます。

次に、厚生建設常任委員会の所管でございますが、企画産業部門と建設水道課と統合いたしました企画振興課について厚生建設常任委員会の所管といたしますほか、住民福祉課を分課いたしました住民課及び福祉課のほか、福祉医療センターの4課を所管とするものでございます。

そのほか、このたびの機構の見直しによりまし

て課名の変更が生じますことから、関係する上砂川町特別職報酬等審議会条例、一般廃棄物処理施設の設置に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例、上砂川町水道事業の設置等に関する条例についてもあわせて一部改正するものがございます。

役場組織の見直しにおきましては、国の状況変化によっては時代に即した改正が必要となりますことから、今後におきましても国の動向を注視しつつ、状況に応じて検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を願いたいと存じます。

それでは、本文に入らせていただきます。上砂川町課設置条例等の一部を改正する条例。

(上砂川町課設置条例の一部改正)

第1条 上砂川町課設置条例(平成元年上砂川町条例第13号)の一部を次のように改正する。

第1条中「総務企画課」を「総務課」に改め、「総務課」の次に「企画振興課」を加え、「住民福祉課」を「住民課」に改め、「住民課」の次に「福祉課」を加え、「建設水道課」を削る。

第2条中「総務企画課」を「総務課」に改め、「総務課」の次に「企画振興課」を加え、「住民福祉課」を「住民課」に改め、「住民課」の次に「福祉課」を加え、「建設水道課」を削り、項をそれぞれ次のように改める。

なお、議長のお取り計らいにより、各課の事務分掌の項の読み上げにつきましては省略をさせていただきます。

1ページ飛びまして、第2条の本文に入らせていただきます。

(上砂川町議会委員会条例の一部改正)

第2条 上砂川町議会委員会条例(昭和62年上砂川町条例第9号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

第2条 常任委員会の名称、委員定数及び所管は次のとおりとする。

(1) 総務文教常任委員会 5人

ア 総務課の所管に関する事務

イ 税務出納課の所管に関する事務

ウ 消防本部及び消防署の所管に関する事務

エ 選挙管理委員会の所管に関する事務

オ 公平委員会の所管に関する事務

カ 監査委員の所管に関する事務

キ 教育委員会の所管に関する事務

ク 固定資産評価審査委員会に関する事務

ケ 他の常任委員会の所管に属しない事務

(2) 厚生建設常任委員会 4人

ア 企画振興課の所管に関する事務

イ 住民課の所管に関する事務

ウ 福祉課の所管に関する事務

エ 福祉医療センターの所管に関する事務

(上砂川町特別職報酬等審議会条例の一部改正)

第3条 上砂川町特別職報酬等審議会条例(平成12年上砂川町条例第36号)の一部を次のように改正する。

第6条中「総務企画課」を「総務課」に改める。

(一般廃棄物処理施設の設置に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正)

第4条 一般廃棄物処理施設の設置に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例(平成11年上砂川町条例第2号)の一部を次のように改正する。

第4条及び第6条中「住民福祉課」を「住民課」に改める。

(上砂川町水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第5条 上砂川町水道事業の設置等に関する条例(昭和42年上砂川町条例第11号)の一部を次のように改正する。

第6条中「建設水道課」を「企画振興課」に改める。

附則

この条例は、平成22年7月1日から施行する。以上でございます。

○議長(堀内哲夫) 以上で内容の説明を終わり

ます。

◎議案第32号 議案第33号

○議長（堀内哲夫） 次、日程第10、議案第32号と日程第11、議案第33号については関連性がありますので、一括議題とし、提案理由並びに内容の説明を求めてまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、日程第10、議案第32号 上砂川町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第11、議案第33号 上砂川町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま一括上程されました議案第32号及び議案第33号について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

初めに、議案第32号であります。上砂川町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について。

上砂川町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、少子高齢化及び定住対策並びに子育て家庭支援をかんがみ、町内の医療機関を受診の場合に限り中学生までの医療費を全額助成するため、本条例の一部を改正するものであること。

次に、議案第33号であります。上砂川町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について。

上砂川町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、少子高齢化及び定住対策並びに子育て家庭支援をかんがみ、町内の医療機関を受診の場合に限り中学生までの医療費を全額助成するため、本条例の一部を改正するものであること。

以下、内容の説明につきましては副町長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（奥山光一） それでは、ご指示によりまして、議案第32号及び議案第33号につきまして一括して内容の説明を申し上げます。

お手元に配付しております資料ナンバー2、中学生以下医療費助成制度の概要についてごらん願います。このたびの条例改正は、1の目的と2の制度概要に記載のとおり、本町の少子高齢化対策の一環として定住、移住促進と子育て家庭支援のため、平成20年4月から実施しております町内の4医療機関を受診した場合に限り小学生以下の医療費の自己負担について全額助成する現行制度の対象を拡大し、新たに中学生を含めるものでございます。

3に記載の条例改正につきましては、関係規定を整備するためのものでございます。

4の助成方法の流れですが、②のとおり受診者につきましては医療機関窓口での自己負担分の支払いを要しないもので、対象者でございますが、新たに対象となる中学生は生活保護受給者を除き78人でございます。現行の小学生以下の対象者と合わせまして279人が医療費助成の対象となるものでございます。

6の経費でございますが、小学生以下の従来の実績を参考にした推計でございますが、医療費分といたしまして20万円を見込み、追加計上するものでございます。

実施時期につきましては、平成22年8月1日か

ら実施することとしております。

それでは、本文に入らせていただきます。初めに、議案第32号 上砂川町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例。

上砂川町乳幼児等医療費助成に関する条例（平成6年上砂川町条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

（1）「乳幼児等」とは、満12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者をいい、「生徒」とは、乳幼児等を除く満15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者をいう。

第2条第2号中「乳幼児等」を「乳幼児等及び生徒」に改める。

第3条中「乳幼児等」を「乳幼児等及び生徒」に改める。

第6条第2項中「満12歳」を「満15歳」に、「乳幼児等」を「乳幼児等及び生徒」に改める。

第6条第3項中「満12歳」を「満15歳」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成22年8月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の上砂川町乳幼児等医療費助成に関する条例の規定は、施行日以後の療養の給付費等に係る助成及び支給について適用し、同日前の療養の給付費等に係る助成及び支給については、なお従前の例による。

続きまして、議案第33号 上砂川町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。

上砂川町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（平成6年上砂川町条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「父及び児童」を「父、児童及

び生徒」に、「及び「児童」を「、「児童」及び「生徒」に、「18歳」を「満18歳」に、「20歳」を「満20歳」に改め、同条同項第3号の次に次の1号を加える。

（4）「生徒」とは満12歳に達した日の属する年度の末日の翌日から満15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者をいう。

第3条中「児童」を「児童並びに生徒」に、「65歳」を「満65歳」に改める。

第4条第3項中「満12歳」を「満15歳」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成22年8月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の上砂川町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の規定は、施行日以後の療養の給付費等に係る助成及び支給について適用し、同日前の療養の給付費等に係る助成及び支給については、なお従前の例による。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 内容の説明を終わります。

◎議案第34号

○議長（堀内哲夫） 次、日程第12、議案第34号 上砂川町火災予防条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま上程されました議案第34号 上砂川町火災予防条例の一部を改正する条例制定について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

上砂川町火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、条例の制定に関する基準を定める省令の改正、公布に伴い、本条例に規定する関係条項の一部を改正するものである

こと。

以下、内容の説明につきましては副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（奥山光一） それでは、ご指示により、議案第34号について内容のご説明を申し上げます。

このたびの条例改正は、火器設備等の位置、構造及び管理並びに火器器具等の取り扱いに関する基準を定める省令及び住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令の公布に伴い、この省令に準拠し、規定しております本条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、第1に国が進める環境対策、地球温暖化対策に資するため電力供給会社やガス供給会社が研究、製品化を進めております燃焼効率を高めた給湯器や発電装置について一般家庭や事業所等に普及されてきていることから、燃料電池発電設備の位置、構造の管理規定に固体酸化物型燃料電池の規定を加えるものでございます。

第2に、住宅用防災警報器、いわゆる火災報知機の設置の免除規定につきましては、消防法の改正によりまして275平米以上の社会福祉施設等にスプリンクラーの設置が義務づけられたことから、これらの該当施設に対する火災報知機の設置義務が免除される規定を加えるものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。上砂川町火災予防条例の一部を改正する条例。

上砂川町火災予防条例（昭和61年上砂川町条例第15号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第1項中「又は熔融炭酸塩型燃料電池」を「、熔融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物

型燃料電池」に改め、同条第2項中「固体高分子型燃料電池」の次に「又は固体酸化物型燃料電池」を加える。

第29条の5第3号中「第3条第2項第2号」を「第3条第3項第2号」に改め、同条第4号中「第3条第2項第3号」を「第3条第3項第3号」に改め、同条第5号中「第3条第2項第4号」を「第3条第3項第4号」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第29条の5の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に設置され、又は設置の工事がされている燃料電池発電設備（固体酸化物型燃料電池による発電設備に限る。）のうち、改正後の上砂川町火災予防条例第8条の3の規定に適合しないものについては、当該規定は適用しない。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 内容の説明を終わります。

◎議案第35号 議案第36号 議案第37号
議案第38号

○議長（堀内哲夫） 次、日程第13、議案第35号から日程第16、議案第38号については関連性がありますので、一括議題とし、提案理由並びに内容の説明を求めてまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、日程第13、議案第35号 北海道市町村備荒資金組合理約の変更についてから日程第16、議案第38号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についてまでを一括議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま一括上程されました議案第35号、議案第36号、議案第37号、議案第38号について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

初めに、議案第35号であります。北海道市町村備荒資金組合格約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村備荒資金組合格約を次のとおり変更する。

提案理由といたしましては、北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例の施行に伴い、規約にある支庁名等の関係条文の一部を変更するものであること。

次、議案第36号であります。北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合格約を次のとおり変更する。

提案理由といたしましては、北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例の施行に伴い、規約にある支庁名等の関係条文の一部を変更するものであること。

次、議案第37号であります。北海道市町村総合事務組合格約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合格約を次のとおり変更する。

提案理由といたしましては、北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例の施行に伴い、規約にある支庁名等の関係条文の一部を変更するものであること。

次、議案第38号であります。北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約を次のとおり変更する。

提案理由といたしましては、北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例の施行に伴い、規

約にある支庁名等の関係条文の一部を変更するものであること。

以下、内容の説明につきましては副町長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（奥山光一） それでは、ご指示により、議案第35号、第36号、第37号及び議案第38号について一括して内容のご説明を申し上げます。

このたびの各一部事務組合の規約の改正につきましては、北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例が平成22年4月1日に施行されたことに伴い、それぞれの組合の規約に規定しております各支庁名に関する条文を変更するものであります。

内容につきましては、各組合格約の規定中、各支庁を北海道総合振興局及び北海道振興局に、これまでの支庁名を新しい総合振興局、または振興局に変更するものであります。

この規約の変更に伴い、それぞれの組合の構成等につきましては変更はございませんけれども、組合格約の変更につきましては構成する関係市町の協議が必要となることから、地方自治法第286条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。初めに、議案第35号 北海道市町村備荒資金組合格約の一部を変更する規約。

北海道市町村備荒資金組合格約（昭和31年規約第1号）の一部を次のように変更する。

第6条中「各支庁」を「北海道総合振興局及び北海道振興局の」に改める。

附則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

次に、議案第36号 北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約。

北海道市町村職員退職手当組合理約（昭和32年1月23日32地第175号指令許可）の一部を次のように変更する。

第五条の表中「各支庁」を「北海道総合振興局及び北海道振興局の」に改める。

別表中「石狩支庁管内」を「石狩管内」に、「渡島支庁管内」を「渡島管内」に、「桧山支庁管内」を「檜山管内」に、「後志支庁管内」を「後志管内」に、「空知支庁管内」を「空知管内」に、「上川支庁管内」を「上川管内」に、「留萌支庁管内」を「留萌管内」に、「宗谷支庁管内」を「宗谷管内」に、「網走支庁管内」を「オホーツク管内」に、「胆振支庁管内」を「胆振管内」に、「日高支庁管内」を「日高管内」に、「十勝支庁管内」を「十勝管内」に、「釧路支庁管内」を「釧路管内」に、「根室支庁管内」を「根室管内」に、「（桧山）」を「（檜山）」に、「（網走）」を「（オホーツク）」に改める。

別表空知管内の項中「幌加内町」を削り、同表上川管内の項中「占冠村」の下に「幌加内町」を加え、同表留萌管内の項中「幌延町」を削り、同表宗谷管内の項中「枝幸町」の下に「幌延町」を加え、一部事務組合（石狩）の項中「石狩西部広域水道企業団」を削り、（留萌）の項中「西天北五町衛生施設組合」を削り、（宗谷）の項中「利尻島国民健康保険病院組合」の下に「西天北五町衛生施設組合」を加え、（札幌）の項中「北海道町村議会議員公務災害補償等組合」の下に「石狩西部広域水道企業団」を加える。

附則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

続きまして、議案第37号 北海道市町村総合事務組合理約の一部を変更する規約。

北海道市町村総合事務組合理約（平成7年3月

7日市町村第1973号指令）の一部を次のように変更する。

第6条第1項中「各支庁管内町村会長」を「各地区町村会長」に改め、同条第2項中「支庁管内町村会副会長」を「地区町村会副会長」に改める。

第7条第2項中「支庁管内町村会長」を「地区町村会長」に改める。

別表第1中「石狩支庁」を「石狩振興局」に、「渡島支庁」を「渡島総合振興局」に、「桧山支庁」を「檜山振興局」に、「後志支庁」を「後志総合振興局」に、「空知支庁（35）」を「空知総合振興局（34）」に改め、「幌加内町」を削り、「上川支庁（30）」を「上川総合振興局（31）」に、「鷹栖町」を「幌加内町、鷹栖町」に、「留萌支庁（13）」を「留萌振興局（11）」に改め、「幌延町」及び「西天北5町衛生施設組合」を削り、「宗谷支庁（15）」を「宗谷総合振興局（17）」に、「猿払村」を「幌延町、猿払村」に改め、「利尻島国民健康保険病院組合」の次に「西天北5町衛生施設組合」を加え、「網走支庁」を「オホーツク総合振興局」に、「胆振支庁」を「胆振総合振興局」に、「日高支庁」を「日高振興局」に、「十勝支庁」を「十勝総合振興局」に、「釧路支庁」を「釧路総合振興局」に、「根室支庁」を「根室振興局」に改める。

附則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

続きまして、議案第38号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部を変更する規約。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約（昭和43年5月1日地方第722号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表第2中「石狩支庁管内」を「石狩振興局管内」に、「渡島支庁管内」を「渡島総合振興局管内」に、「檜山支庁管内」を「檜山振興局管内」に、「後志支庁管内」を「後志総合振興局管内」

に、「空知支庁管内」を「空知総合振興局管内」に、「上川支庁管内」を「上川総合振興局管内」に、「留萌支庁管内」を「留萌振興局管内」に、「宗谷支庁管内」を「宗谷総合振興局管内」に、「網走支庁管内」を「オホーツク総合振興局管内」に、「胆振支庁管内」を「胆振総合振興局管内」に、「日高支庁管内」を「日高振興局管内」に、「十勝支庁管内」を「十勝総合振興局管内」に、「釧路支庁管内」を「釧路総合振興局管内」に、「根室支庁管内」を「根室振興局管内」に改める。

附則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 内容の説明を終わります。

この後執行方針をお願いすることになっておりますので、時間等を見ますと昼食休憩にちょっと早いのですが、遠くの方もおりますので、午後1時まで昼食休憩に入ります。

休憩 午前11時35分

再開 午後 零時58分

○議長（堀内哲夫） それでは、昼食休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎町政執行方針

○議長（堀内哲夫） 日程第17、町政執行方針について議題といたします。

説明を求めます。町長。

○町長（貝田喜雄） それでは、平成22年度の町政執行方針について申し述べたいと思いますが、お手元に配付しております資料を読み上げ、ご提案申し上げますので、1ページをごらん願いたいと思います。

平成22年上砂川町議会第2回定例会の開会に当たり、私の所信と施策の大綱を申し述べ、皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

私は、4月の町長選挙におきまして、町民各位、

各層、各団体の皆さんの温かいご支援によりまして、無投票で初当選の栄に浴し、町政の重責を担わせていただくことになりました。

私は、微力ではありますが第17期町政を進めるに当たり、全力を挙げて職責を果たす決意であります。

私は、退任された加賀谷前町長に対し、町民の皆さんとともに本町の財政の健全化並びに本町の振興発展にご尽力された功績に敬意を表し、心から感謝を申し上げます。

去年は、政界において歴史的な政権交代が行われるなど激動と変革の1年でありましたが、国の財政は今なお混迷を深めていることから、地方自治体にとっては、今後も慎重な行財政運営が求められます。

また、国は地域主権型社会の構築を目指しており、自治体においてはこれまで以上に知恵を出し創意工夫して主体的、自主的な取り組みに努めなければならない状況にあります。

私は、皆さんから寄せられた信頼と大きな期待にこたえるべく、職員と一丸となって「町民の皆さんとともに考え行動する協働のまちづくり」を目指し、全力で取り組む所存であります。

私が今後4年間町政を担っていく上での最重要課題は、人口減少問題と財政健全化問題であります。

人口減少問題につきましては、本町においては毎年150人程度の人口が減少しており、税収の減少はもとより町営住宅の空戸増加や上・下水道の運営、商店街の空洞化など町政運営に大きな影響を与えるものであります。

特に、持ち家率の低い本町では、全世帯の半数を占める1,300戸の町営住宅のうち、約3割が空戸となっており、住宅使用料の減収や除排雪経費などの増嵩を招く結果となっております。

私は、これらの問題を解決するために教育や福祉施策の充実のほか住宅再編も視野に入れた住環境整備などを進めるとともに、雇用の場確保のた

め企業誘致活動等を積極的に展開し、人口減少に歯どめをかけ定住促進を図りたいと考えております。

もう一つの課題である財政健全化問題につきましては、前町長のもと財政健全化を着実に進めたことにより、平成21年度末で約10億円の基金を積み立てることができましたが、現在の国の財政事情を考えますと本町の歳入の大宗を占めます地方交付税が今後どうなるのか不透明な状況にありますので、費用対効果を考え、限られた財源を有効に活用し、町民生活の安定に努めていきたいと考えております。

この他にもさまざまな課題が山積しておりますが、私は、町政の主権者は町民の皆さんであることを基本とし、行政情報の提供と共有化に努め、町民の目線に立った開かれた町政運営を進めてまいります。

また、財政健全化問題で着手できなかった第6次町づくり計画策定につきましては、国の状況等を注視しつつ本年度に平成23年度を初年度とする計画を策定いたします。なお、策定に当たりましては議員の皆さんと住民意向の把握等、策定手法について協議しながら進めてまいります。

本年度を含め今後においても大変厳しい町政運営が想定されますが、行財政改革の基本理念を忘れることなく効率的な財政運営を堅持し、町民の皆さんが住みなれた町で、希望を持って安心して暮らすことのできる町づくりに全力を傾注してまいります。

以下、平成22年度の重点目標と主要施策の大綱について申し上げます。

II 重点目標

本年度の町政を推進するに当たって、次の2点を重点目標と位置づけ行政運営を進めてまいります。

1 人口減少対策の推進

本町は、閉山以降人口流出が続く町政運営に大きな影響が生じておりますので、教育・福祉の充

実や水洗化などの住環境整備などの定住対策を進め、人口の定着化を図ります。

また、企業誘致の積極的な推進及び町内既存企業の育成・支援を行い、雇用の場の確保を図りにぎわいのある町づくりを目指します。

さらに本町は、人口減少に伴い町営住宅の3割近くの空戸を抱え、空戸率の高い一部地域にあつては住宅の集約化が大きな課題となりますので、既存の住宅整備計画の見直しに着手し、町民との話し合いの場を設けるなど集約化に向け積極的に取り組み、効率的で機能的なまちづくりを目指します。

2 財政健全化の推進

本町は、財政健全化計画の着実な実行により平成20年度決算では、財政健全化4指標すべてが国の基準を下回り、早期健全化団体の指定を回避することができました。

現在、国は「地域のことは地域が決めて実践する」地域主権型社会への転換を目指しており、町民と行政の協働による町づくりが求められていますので、事務事業の執行体制を整備し、将来に向け持続可能な行財政運営がなせるよう努めてまいります。

III 主要施策の大綱

重点目標の実現に向けて、主要施策の5つの柱を基本とし、諸施策を進めてまいります。

第一 健康で安心して暮らせる町づくり

1. 障害者や高齢者に優しい町づくり
2. 安心して子育てができる町づくり
3. 生涯にわたり健康に暮らせる町づくり

第二 教育と文化をはぐくむ町づくり

1. 次世代をみんなで担う町づくり
2. 生涯学べる町づくり

第三 安心で環境に優しい町づくり

1. 快適な生活ができる町づくり
2. 安全で安心な住みよい町づくり
3. 資源を生かす環境循環型社会を目指す町づくり

第四 活力とにぎわいのある町づくり

1. 活力ある商工業を目指す町づくり
2. 地域を支える産業を構築する町づくり
3. 観光資源を生かした町づくり

第五 みんなで進める町づくり

1. 町民一人一人が主役の町づくり
2. 健全で効率的な財政運営を進める町づくり
3. 広域的な連携を進める町づくり

第一 健康で安心して暮らせる町づくり

1. 障害者・高齢者対策につきましては、本年度民間有料老人ホームが開設されたことから、緊急時の入居者の安全確保を図るため施設のスプリンクラー設置費用の一部を助成します。

また、住みなれた地域で安心して暮らせるよう社会福祉協議会と連携を強化し、ひとり暮らし高齢者等に対し緊急時の救命活動に役立つ救急医療情報キットを配布し、安心・安全を確保するとともに地域住民に密着した事業の創出について検討してまいります。

さらに、介護給付や自立支援給付事業を実施するとともに、関係機関・団体と連携を密にしながら生活支援施策の充実に努めてまいります。

東山の高齢者住宅につきましては、生活実態等にかかわるアンケート調査を実施して入居者のニーズを確認し、入居環境の充実に努めてまいります。

町が提供する介護サービスにつきましては、入居者の安全確保を図るため老人保健施設へのスプリンクラー設置及び内部の大改修並びに介護職員の処遇改善により質の高い介護の提供に努めます。

また、デイサービスセンターでは、桜見学等の行事に利用者の家族も含めた家族体験プログラム事業を実施するとともに利用者本位のプログラムを充実し新規利用者の確保を図ります。

2. 安心して子育てができる町づくり

子育て支援事業につきましては、孤立しがちな

子育て家庭の支援を目的として、保育園で実施している「おひさまルーム」の実施回数を年16回から24回に拡充するとともに、公民館で実施している楽童クラブの内容充実を図るほか、行政機構の見直しにより新たに子育てについて気軽に相談等ができる相談窓口を設置するとともに総合的支援に向けたネットワークづくりについて検討してまいります。

また、子育て支援対策として実施している小学生以下医療費助成制度につきましては、対象を中学生以下まで拡大し、子育て家庭の負担軽減を図ります。

現在、小児医療救急体制事業として砂川市、滝川市、赤平市の総合病院において当番制により小児科医が配置されていることから、本町においても子育て家庭の安心対策として参加してまいります。

3. 生涯にわたり健康に暮らせる町づくり

町民の健康づくりにつきましては、食習慣が生活習慣病に大きく関係するため子供のうちからの予防が必要であることから、園児や小学生を対象にした食育事業を実施することにより生活習慣病の予防を図ってまいります。また、子供の歯科保健対策として保育所で弗化物を使いうがいをする弗素洗口事業を導入してまいります。

メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した特定健診、特定保健指導につきましては、円滑な実施と受診率の向上に努め、生活習慣病の予防及び悪化防止を図るとともに、女性特有のがん検診推進事業につきましても、がんの早期発見と正しい健康意識の普及啓発を図るため、本年度も引き続き実施してまいります。

また、子宮頸がんにつきましては、ワクチン接種で唯一予防可能ながんでありまして、10代前半のワクチン接種が最も効果的とされていることから義務教育卒業までにすべての女子が接種できるよう中学3年生の女子を対象にワクチン接種費用を全額助成し、早期予防を図ってまいります。

町立診療所につきましては、住民の身近な疾病の治療や予防、健康相談を行っており、今後も医師の専門性を生かし、患者が安心して受診できる地域医療体制を確保するとともに、心電図などの医療機器を更新し、地域医療の維持に努めてまいります。

健康の里づくり事業につきましては、多くの町民の皆さんの参加を得て実施しておりますので、本年度におきましても、振興公社と連携し各団体の協力を得ながら、家庭菜園講習会等の食育事業を拡充するとともに、町民だれもが参加できる健康まつりを新たに実施し、町民の健康増進を図ってまいります。

第二 教育と文化をはぐくむ町づくり

1. 次世代をみんなで担う町づくり

学校教育につきましては、基礎的・基本的知識・技能をしっかりと身につけさせ「確かな学力」の向上を図る取り組みや、いじめや不登校など問題行動について学校・家庭・地域が一体となって取り組めるよう支援してまいります。

また、放課後や週末など小学校の余裕教室などを活用し、さまざまな学習活動やスポーツなど幅広く経験することができる「放課後こども教室」を支援してまいります。

学校施設整備につきましては、安全・安心な学校づくりのため4月より中学校の校舎及び体育館・小学校の体育館の耐震化工事を実施し、快適な教育環境づくりに取り組んでまいります。

2. 生涯学べる町づくり

社会教育の推進につきましては、生涯学習の観点に立ち、乳幼児から高齢者まで多様な学習要求にこたえつつ、あわせて文化・スポーツ活動の振興が図られるよう支援してまいります。

また、「第4次社会教育中期計画」が平成22年度をもって終了いたしますので「第5次社会教育中期計画」の策定をしてまいります。

このほか、具体的な教育行政の施策につきましては、教育行政執行方針で述べられますので省か

せていただきます。

第三 安全で環境に優しい町づくり

1. 快適な生活ができる町づくり

土地利用計画につきましては、町内に点在している公共遊休地の利活用を定めた土地利用計画に基づき、地域の特性に配慮し、分譲団地や工業団地など計画的な土地利用を進めるとともに、ホームページを活用するなどして公共遊休地のPRを行い、有効活用を図ってまいります。

道路網の整備につきましては、町民生活における町道の機能強化と安全性を確保するため、緊急を要するものを優先し、整備してまいります。

道道につきましては、歩行者の安全確保を図るため東鶉歯科診療所から文珠交差点までの歩道未整備区間について要望箇所の早期着手に向け、引き続き整備促進を要請してまいります。

除排雪につきましては、現行体制を維持しながら、より一層効率的で効果的な除排雪体制を構築するとともに、安全で安心な道路確保を図ってまいります。

街路灯につきましては、年次計画で進めております老朽化した街路灯の支柱などの整備について、本年度も引き続き実施してまいります。

交通体系の整備につきましては、町内唯一の公共交通機関であります路線バスの利用者が、人口の減少などにより年々減少し、赤字路線となっております。

しかし、路線バスは、地域住民の日常生活を支える重要な「地域の足」でありますので、利用者に不便が生じないよう便数確保についてバス会社と調整してまいります。

情報通信につきましては、一昨年テレビ中継局のデジタル化工事を行い、ほぼ全域でデジタル放送が視聴可能となりましたが、一部地域においては、若干の難視現象もあることから、関係機関と連携して平成23年7月の地上デジタル放送完全移行に向け解消してまいります。

水道事業につきましては、安定した給水の確保

と緊急貯水対策を図るため、老朽化している中町配水池の防水改修と緊急遮断弁を設置します。

また、浄水施設電気計装機器の更新時期を迎えていることから、本年度は塩素設備等の機器を更新整備するとともに、漏水対策などを行い健全な水道事業の経営に努めてまいります。

下水道事業につきましては、汚水管整備を計画的に進めており本年度は鶉地区の整備を行ってまいります。

また、水洗化の促進を図るため、PR活動を積極的にを行い水洗化率の向上を図り、健全な下水道事業の経営に努めてまいります。

居住環境の整備につきましては、本町の課題である人口減少対策や定住促進に大変重要であることから、快適性と利便性の向上を図るため本年度においても、鶉若葉地区及び緑が丘地区の水洗化促進を図るとともに、地上デジタル放送の視聴が困難な地域の調査を行い、それらの解消に努めてまいります。

また、中心市街地の活性化と移住・定住対策の一環として、平成23年度に公営住宅を建設するため、本年度においては実施設計などの準備を進めてまいります。

空戸住宅対策につきましては、庁内にプロジェクトチームを設置して住宅政策の基本方針を検討するとともに、国の指導による新たな「町営住宅長寿命化計画」を策定し上下水道事業の整備や一部地域の住宅再編も勘案した公的住宅の住環境整備を進め定住を促進してまいります。

また、単身者住宅につきましては、町内誘致企業に多くの単身者が通勤していることから、入居状況に応じて家賃の軽減を図るなどとして若年層の移住定住促進を図ります。

東町改良住宅で昨年度より実施しておりますペット飼育モデル事業につきましては、ペット飼育を希望する家族の転入がありましたので、今後も積極的なPRを行い、転入者の確保を目指してまいります。

空戸住宅除排雪事業につきましては、周辺住民の安全確保と住宅の維持管理のため、引き続き実施してまいります。

分譲宅地につきましては、鶉本町分譲地が完売したことから、定住を促進するため、新たに同地区への分譲を検討するとともに、現在5区画が未売却地となっておりますので、分譲条件の見直しを含め、ハウスメーカーへの分譲地情報の提供など効果的なPR方法を検討して、完売に努めてまいります。

2. 安全で安心な住みよい町づくり

消防体制につきましては、国・道においては昨年同様に消防の広域化や消防救急無線のデジタル化整備などを推進し消防運営の効率化を図るとしておりますことから、砂川地区広域消防組合への加入について関係市町と協議を進めてまいります。

救急業務につきましては、救命率の向上を図るため、薬剤投与のできる救急救命士を引き続き養成してまいります。

また、本年7月に開催されます北海道消防操法訓練大会に上砂川町消防団が空知地区の代表として出場することから、大会出場に当たり支援をしてまいります。

地域防災につきましては、近年の気象変動による台風被害やゲリラ豪雨など自然災害に即応するため、地域防災計画・水防計画に沿った迅速かつ確かな防災体制の確立に努めるとともに、各町自治会の協力のもと、地域住民との連携による自主防災組織の体制づくりを進めてまいります。

また本年度、国民保護政策の一環として国が進める全国瞬時警報システム（J-ALERT）の導入に伴い、武力攻撃等に関する住民への速やかな情報伝達を基本とした避難誘導體制の確立に努めてまいります。

防犯体制につきましては、防犯協会と連携して実施している「子ども見守り事業」をさらに推進してまいります。また、地域が一体となって犯罪

や事故などを根絶し、安全で安心できる地域社会の実現に向け犯罪被害者の支援も含めた生活安全条例の制定について警察等関係機関、団体と協議してまいります。

交通安全対策につきましては、交通安全推進委員会の協力を仰ぎ、高齢者や子供を重点に交通安全意識の啓蒙に努めるとともに、危険箇所の把握を含めた事故防止対策について交通関係機関・団体との連携を密にし、効果的な交通安全運動の推進を図ってまいります。

消費者保護対策につきましては、消費者被害の未然防止や被害の早期発見、早期相談をサポートすることを目的に、消費者被害防止連絡会の設立に向け関係機関・団体と協議してまいります。

3. 資源を生かす環境循環型社会を目指す町づくり

ごみの分別収集につきましては、一層の減量化に向け、衛生協力会との連携を密にしながら住民への啓発に努めてまいります。

また、可燃ごみ処理のための中・北空知廃棄物処理広域連合による焼却施設の建設に当たっては、経費負担の軽減を視野に、効率的運営が可能な施設を目指した意見反映に努めてまいります。

し尿処理につきましては、既存処理施設の老朽化から、新施設建設を含めた将来の処理方法を検討しなければならない時期に来ていることから、経費節減を旨とした効果的手法の導入に向け砂川地区保健衛生組合の中で協議してまいります。

第四 活力とにぎわいのある町づくり

1. 活力ある商工業を目指す町づくり

商業の活性化につきましては、人口減少などにより依然として厳しい状況にありますが、商業者、商工会議所などの関係機関と連携をして商店街への来客増を図るとともに、商業者みずからが町民ニーズを把握し個性的で魅力的な商店街づくりに取り組めるよう支援してまいります。

工業の振興につきましては、既存企業の体質強化と雇用の安定を図ることが重要でありますの

で、商工会議所と連携し、さらなる育成・支援に努めてまいります。

2. 地域を支える産業を構築する町づくり

新産業の創出につきましては、一朝一夕に成果を得るのは困難ではありますが、シイタケ関連企業の集積により町内最大の雇用の場確保がされるとともに、地域に根差した産業として育ちつつあることから、今後も関連企業の誘致や既存企業の栽培棟増設の育成・助長を進め、菌床シイタケの産地化形成とブランド化を図ってまいります。

また特産品開発として、昨年北海道のふるさと雇用再生特別事業補助金を活用して、シイタケの加工品開発をジャパンアグリテック社に委託をして実施してまいりましたので、本年度は商品化に向けてさらなる支援をしてまいります。

企業誘致につきましては地域経済に新たな活力を生み出し、雇用も創出するなど本町の経済活性化に大きく寄与することから、関係機関に対し人的支援を要請するとともに、国・道の制度や空知産炭地域総合発展基金を活用して既存企業と相まって新しい産業の構築が図られるよう積極的な誘致活動に努めてまいります。

また、雇用対策につきましては、既存企業の育成・支援はもとより、昨年に引き続き北海道の緊急雇用創出推進事業補助金を活用して、雇用の創出を図ってまいります。

3. 観光資源を生かした町づくり

観光につきましては上砂川岳温泉「パンケの湯」が本町唯一の施設・資源であることから、恵まれた自然環境や地理的条件を最大限に生かした誘客活動を進めるとともに、振興公社に配置している観光PR大使と連携強化をして、新たな観光入り込み客の増加を図ります。

パンケの湯につきましては、近年、源泉が減少しつつあり、昨年温泉裏手の坑内湧水を調査したところ、湧水量が豊富で良質な温泉成分が検出されましたので、本年度道の許可を得て取水工事を実施します。

また、パンケの湯は各種設備の更新時期を迎えており町民保養施設として公衆浴場機能をあわせ持つことから、本年度振興公社に対しボイラー整備費を助成し、利用者に支障を来すことのないよう対応してまいります。

町民が集い憩えるコミュニケーションの場として、本年度スキー場ゲレンデに花の植栽等の整備を行い利用に供するとともに、全体的な利活用について検討し、パンケの湯の入り込み増を図ってまいります。

イベントにつきましては、各団体や町民グループへ「元気・潤いタウン推進事業」の活用をPRし地域振興に資する事業の創出を図るとともに、町民主体の各種イベントに対し職員の人的協力も含め町民と行政が一体となったイベントの推進に努めてまいります。

また、本町最大のイベントであります仮装盆踊り大会につきましては、昨年上砂川110年開町60年記念で花火大会を拡充したことで大変好評を得たことから、本年度においても所要の予算措置を講じ花火大会の拡充を図ってまいります。

第五 みんなで進める町づくり

1. 町民一人一人が主役の町づくり

地域住民の自主性を引き出し地域に根差した諸活動を推進するため、自治会連絡協議会等と連携を図り、地域活動を支援するとともに、町民と行政とのパートナーシップの構築を図り、それぞれの役割を明確にしつつ、協働で行う町づくりの推進に努めてまいります。

また、町民の町政に対する意見の把握に努め、行政情報を提供することにより情報の共有化を図るとともに、町民が参加し意見を出しやすい環境を整えてまいります。

町広報につきましては、読みやすい紙面づくりに努めるとともにホームページにつきましては、町外への情報発信源でもありますので、タイムリーな情報発信に努めてまいります。

また、本年3月に中学生から提言を受けた「上

砂川町を元気にするプラン」につきましては、大変貴重な意見でありますので今後の町政執行の参考としてまいります。

人口減少・移住定住対策につきましては、本町の最重要課題でありますので一昨年に設立された「頑張るかみすながわサポート会議」と連携し、新たに広告媒体を用いたPR活動に取り組むとともに、昨年度より実施している町内企業等に勤務し町外から転入した移住者や住宅取得者に対する奨励金制度や移住定住体験ツアー招待事業及びお試し体験ハウス事業などを広くPRし、移住者確保に向けた取り組みを強化してまいります。

また、町民がいつまでも住み続けたいと感じる町づくりが重要と思われまますので、前段申し述べました各事業や施策の推進により、町民の転出を防ぐとともに、新たな転入を促すべく最大限の努力を傾注してまいります。

2. 健全で効率的な財政運営を進める町づくり

本町の財政運営につきましては、人口減少などにより町税等の自主財源が減少し、地方交付税に大きく依存しておりますが、財政健全化計画の着実な推進により平成20年度決算における財政健全化4指標につきましては、すべて健全化判断比率を下回り、再建団体への転落は回避することができると一定の成果を上げているところであります。

このような中、当初予算編成に当たりましては、町長選挙が4月に執行されましたことから、骨格予算としながらも、財政健全化を考慮しつつ、本町の最重要課題であります人口減少対策や子育て支援事業の推進関係経費について計上したところであります。

また、老人保健施設のスプリンクラー設置を含む大規模改修事業など緊急を要する事業などについて所要の予算措置を講じたところであります。

今後の追加補正を含めた財政運営につきましては、本町の抱える課題に取り組むため、住民意向の把握に努め事業内容を十分に精査し、最少の経

費で最大の効果が導き出せる効率的な財政運営を進めてまいります。

また、ふるさと納税につきましては、本町を応援しようとする方々の志を反映した事業実施の貴重な財源となることから、引き続き町ホームページ等での広報PR活動に努めてまいります。

自主財源の確保に向けた収納対策につきましてはは収納率向上を図るべく具体的手法について検討を進めてまいります。

悪質滞納者への対応につきましては、引き続き預貯金差し押さえを実施し、動産・不動産の差し押さえも視野に入れた対策強化に努めるとともに国保税における短期証及び資格証の交付ほか、町営住宅使用料の調停申し立てなどについて引き続き対策を講じてまいります。

3. 広域的な連携を進める町づくり

効率的かつ効果的な行政運営を進めるために、既存の共同処理事務の充実に向け関係市町と連携強化を図るとともに、将来を見据え一般行政のみならず教育行政を含めた広域連携が可能な事務事業の点検に努め、関係市町へ働きかけてまいります。

以上、平成22年度の町政執行方針について私の所信を申し上げさせていただきます。

地方財政を取り巻く環境は、長引く景気低迷により先が見えない状況になっておりますが、このような不透明な時代にこそ主体的・自主的で創意工夫した行財政運営が求められます。

本町は、冒頭申し上げましたとおり、本年度においても行財政の健全化や人口減少問題など大きな課題を抱え大変厳しい行財政運営となりますが、町議会議員や町民の皆さんの英知を賜り、町民の皆さんが住みなれた上砂川町で安心して暮らせる町づくりを目指し、職員と一丸となって全力で取り組んでまいり所存であります。

最後に、町議会議員各位並びに町民の皆さんの町政に対する、より一層のご理解とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げ、平成22年度の町

政執行方針といたします。

なお、本年度予定しております主要施策につきましては、主要施策の5つの柱に沿って別冊によりお示ししておりますので、後ほどご高覧いただきご審議くださいますようお願いを申し上げます次第でございます。

以上であります。

○議長（堀内哲夫） 以上をもちまして町政執行方針を終わります。

◎教育行政執行方針

○議長（堀内哲夫） 日程第18、教育行政執行方針について議題といたします。

説明を求めます。教育長。

○教育長（勝又 寛） ただいま上程されました教育行政執行方針を述べさせていただきます。本文をごらんをいただきたいと思っております。

平成22年第2回定例町議会の開会に当たり、平成22年の教育行政執行方針を申し上げ、町民の意思を代表する議員各位のご理解とご協力を賜り、諸施策の推進に努めてまいります。

今日、少子・高齢化の進行、高度情報化社会の進展など、教育を取り巻く環境が大きく変化している中で、子供の学ぶ意欲や学力・体力の低下とともに、家庭の教育力の低下など、多くの教育課題が指摘されています。

教育現場はもとより、家庭・地域の教育力を高め、未来を担う子供たちが、高い志や目標を持ち、確かな学力や豊かな人間性、健やかな体の育成など生きる力をはぐくむ教育の推進に向けた取り組みが必要と考えております。

上砂川の子供たちが、毎日楽しく登校し、みずから学びを高め、思い出に残る学校生活を送ることができる環境づくりに努めてまいります。

また、町民一人一人が、生きがいを持って、生涯にわたって、あらゆる機会、場所において、楽しく学ぶことができる生涯学習環境の整備充実に努めてまいります。

1. 学校教育の推進

「生きる力」をはぐくむために、「確かな学力」を身につけさせ、「豊かな心」と「健やかなたくましい体」の育成に努めてまいります。

(1) 学習指導の充実

本年度、道教委が新たな事業として、教科指導において豊富な経験と実践的指導力を有する教員が複数校の学校を巡回し、子供たちの学力の向上や若手教員等の指導を支援する「巡回指導教員活用事業」がスタートしたところでありますが、本町の小・中学校も対象として巡回指導が実施されており、子供たちの学力と教職員の指導力向上に期待をしているところであります。

子供たちの基礎学力の定着を図るため、全国学力・学習状況調査や本町独自で行っております民間業者によるテスト（全国標準学力検査）の結果を活用しながら、指導方法や学習形態の工夫・改善を図り、学力向上に努めてまいります。

新学習指導要領が小学校では平成23年度、中学校では平成24年度に改定されますので、小中学校の教材備品につきまして順次整備を進めてまいります。

学校における日常生活動作や学習活動上のサポートを必要とする児童・生徒の特別支援教育につきましては、本年度4月より小学校に支援員を1名配置し、支援学級や普通教室に在籍をしている児童の支援を行ってまいります。

豊かな人間性をはぐくむとともに意欲的かつ主体的に学ぶ姿勢を身につけられるよう、小学生を対象に放課後や週末などにふれあいセンターや小学校のグラウンド等を活用し、さまざまな学習活動やスポーツなど幅広く経験することができる「放課後子ども教室」を実施してまいります。

家庭の教育力の低下が指摘されている中、子供たちの基本的な生活習慣と学習状況を的確に把握し、家庭学習の習慣が身につくよう、家庭に対する啓発を行ってまいります。

地域社会に開かれた学校づくりを一層推進する

ため、保護者や地域住民などの相互の意思疎通や協力関係を高め、学校評議員による外部評価を行うことにより、広い視点から意見をいただき、学校改善に努めてまいります。

JETプログラムによる英語指導助手の活用につきましては、中学校では、正しい発音や正確な聞き取り能力を養うことを重点にし、小学校では、学習指導要領の改正により平成23年度から5年、6年生において外国語が必修化されることから、昨年度同様に全学年を対象に英語になれ親しむ授業を行うことといたします。

本年度は双葉保育園の園児を対象とした英語になれ親しむ時間を月1回行うこととし、幼児教育への活用も進めてまいります。

小・中学校で実施する芸術鑑賞事業は、子供たちが高い文化に触れることで情操が養われるよう昨年度同様に実施いたします。

特に中学校においては、生徒の自主性と創造性をはぐくむことを目的に、生徒みずからが企画・立案できるような取り組みを進めてまいります。

児童・生徒の健全な心身の発達に資する学校給食の役割は極めて大切であります。

食に関する指導は、栄養教諭が中心となり、子供たちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけられるよう指導計画を作成し、食の指導の充実に努めてまいります。

子供たちの確かな学力向上のためには、指導に携わる教職員みずからが専門的知識や教養を高めることが必要であることから、各種研修事業への積極的な参加を勧め、指導力の向上に努めてまいります。また、教職員の専門職としての力量を高めるため学校教育振興会の活動を支援してまいります。

(2) 児童・生徒の指導

子供の時期は、人格形成に非常に重要な時期であり、心身の発達に応じた適正な教育を行うことが必要であります。

知・徳・体の調和ある発達を目指し、命のとう

ときと人間尊重の精神、善悪の判断ができる人格形成をすべての教育活動の中ではぐくむことができるよう指導に努めてまいります。

いじめなどの問題行動は、その要因などが多様化していることから、日ごろから子供との触れ合いを大切にしながら子供が発するサインを見落とすことなく、教職員は早期発見・早期対応に努めるとともに、校内体制の充実と学校・家庭・地域・行政など関係機関との連携により早期解決に取り組む、子供が学校での悩み事などを気軽に相談できる体制づくりにつつまして検討してまいります。

不登校の児童生徒につつましては学級担任が中心となり引き続き家庭訪問や電話による日常生活の動向を把握しながら常に接点を保ちつつ、保護者とも十分に話し合いながら、学校全体の課題として早期に登校することができるよう心のケアに努めてまいります。

携帯電話の普及とともに、インターネット社会が加速的に進展している現在、提供される有害情報により子供たちが犯罪に巻き込まれたり、場合によっては加害者になるなどの弊害や、インターネット上の「掲示板」への匿名の書き込みは誹謗中傷へと発展するケースもあることから、実態把握に努め情報モラルの適切な指導を行ってまいります。

(3) 教育環境の整備

地震災害時の児童生徒の安全確保を図るため、平成20年度に行った耐震診断調査の結果、上砂川中学校校舎・体育館及び中央小学校体育館を補強することとして、平成21年度に実施設計を作成し、3月下旬より中学校の校舎の耐震化工事と現在の生徒規模に見合った効率的な校舎利用と快適な学習環境を整えるため、大規模改修工事もあわせて着手しております。

工期が1年間となっておりますことから、騒音問題等につつまして工事関係者・学校と連絡を密にしながら、生徒の学習環境の確保に努めてまい

ります。

保護者負担の軽減を図るため教材費の1/2助成や部活動の各種大会等参加経費、スキー学習等経費への補助、日本スポーツ振興センター（傷害保険）掛金等の全額公費負担の支援を継続してまいります。

学校給食におきましては、給食費が値上げにならないよう食材の吟味と献立を工夫し、パンと米飯の加工賃につつましては全額公費負担を継続してまいります。

2. 社会教育の推進

世代に応じてみずから学び、生涯にわたって実践できる学習環境の提供に努めてまいります。

(1) 社会教育の充実

これまで社会教育活動の指針としてきた「第4次社会教育中期計画」が平成22年度をもって終了することから、社会教育委員会を中心に「第5次社会教育中期計画」を策定してまいります。

公民館の絵本ルームで開設していましたが「楽童くらぶ」につつましては、本年度から名称を「絵本DEココロ」と変えて、夏・冬休みに集中した事業を行うなど、さらに多くの子供たちが参加できるよう充実した活動を展開してまいります。昨年同様、保育園で行っている子育て支援事業「おひさまルーム」のサポートを図書事業の観点から支援してまいります。

昨年から本格的に実施してきた学校支援地域本部事業につつましては、地域コーディネーターを中心に、学校要望を引き出しながらボランティアの派遣を行うことで本来の目的である先生たちの負担を減らすことができるよう地域との連携の中で学校教育の支援をしてまいります。

その他、通年行っている幼児期から高齢期までの領域別の事業につつましては、創意工夫を凝らしながら実施してまいります。

(2) 芸術・文化の振興

文化活動の中心的組織である文化協会は、協会の枠にとらわれない文化活動発展のため協力して

まいります。本年度は、郷土の美術祭と学校教育振興会が主催する児童生徒作品展を同じ体育センター内で開催することで、より多くの町民に観覧していただけるよう、全面的な支援をまいります。

また、日本古来の文化である「全町カルタ大会」を本年度も継続して実施してまいります。

(3) スポーツの振興

体育協会の主催事業であります「全町混合ミニバレーボール大会」を引き続き支援・協力いたします。

「スーパードッジボール大会」は、子供たちに人気がありますので子ども会育成連絡協議会の協力を得まして、引き続き開催いたします。

以上、教育行政執行方針を述べましたが、これら実現のため関係機関及び教育諸団体との密接な連携を保ち、執行に万全を期し努力してまいりますので、町議会議員並びに町理事者各位の格別のご理解とご協力をお願い申し上げ、平成22年度の教育行政執行方針といたします。

以上です。

○議長（堀内哲夫） 以上をもちまして教育行政執行方針を終わります。

◎議案第39号

○議長（堀内哲夫） 次、日程第19、議案第39号 平成22年度上砂川町一般会計補正予算(第1号)について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま上程されました議案第39号 平成22年度上砂川町一般会計補正予算(第1号)について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

本文をご参照ください。平成22年度上砂川町一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

5,810万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億4,110万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条 地方債の追加は「第2表 地方債補正」による。

平成22年6月22日提出

北海道上砂川町長 貝田喜雄

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（奥山光一） それでは、ご指示により、議案第39号について内容の説明をいたします。

2 ページでございます。第1表、歳入歳出予算補正、1、歳入、13款国庫支出金1,379万5,000円の追加で、1億2,092万9,000円となります。

2 項国庫補助金1,363万2,000円の追加で、1,550万2,000円となります。

3 項国庫委託金16万3,000円の追加で、103万7,000円となります。

14款道支出金351万4,000円の追加で、1億1,635万3,000円となります。

2 項道補助金351万4,000円の追加で、3,127万1,000円となります。

16款寄附金100万円の追加で、101万1,000円となります。

1 項寄附金、同額であります。

18款諸収入1,581万6,000円の追加で、2億4,904万6,000円となります。

5 項雑入1,581万6,000円の追加で、2億3,711万3,000円となります。

19款町債770万円の追加で、1億4,570万円となります。

1 項町債、同額であります。

20款繰越金1,627万5,000円の追加で、1,627万5,000円となります。

1 項繰越金、同額であります。

歳入合計が5,810万円の追加で、24億4,110万円となります。

2、歳出、2 款総務費377万4,000円の追加で、1 億1,655万9,000円となります。1 項総務管理費606万1,000円の追加で、9,909万5,000円となります。

4 項選挙費228万7,000円の減額で、546万6,000円となります。

3 款民生費99万1,000円の追加で、6 億5,852万円となります。

1 項社会福祉費40万円の追加で、5 億9,509万2,000円となります。

2 項児童福祉費59万1,000円の追加で、6,288万9,000円となります。

4 款衛生費567万1,000円の追加で、2 億632万5,000円となります。

1 項保健衛生費366万円の追加で、7,866万円となります。

2 項清掃費201万1,000円の追加で、1 億2,766万5,000円となります。

7 款商工費1,425万円の追加で、7,285万7,000円となります。

1 項商工費、同額であります。

8 款土木費3,178万円の追加で、2 億1,186万1,000円となります。

3 項住宅費3,178万円の追加で、9,719万6,000円となります。

10款教育費163万4,000円の追加で、8,374万3,000円となります。

1 項教育総務費77万4,000円の追加で、615万9,000円となります。

2 項小学校費50万円の追加で、2,624万7,000円となります。

4 項社会教育費36万円の追加で、931万円となります。

歳出合計が5,810万円の追加で、24億4,110万円となります。

第2表、地方債補正、1、追加、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法、既設改良住宅改善事業、770万円、普通貸借または証券発行、4%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金の場合、利率見直し以降については、当該見直し後の利率とする。）、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合についてはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利債に借りかえることができる。

事項別明細書6 ページ、歳出をお開きいただきたいと思えます。このたびの補正予算につきましては、当初の骨格予算編成を受けまして、第17期町政にかかわる政策的経費を中心に補正するものでございます。

3、歳出、総務費、総務管理費、8 目交通安全対策費34万1,000円の追加で、529万6,000円となります。J A 共済より交通安全用車両といたしまして1,500ccの車両1 台が寄贈となりますことから、この車両にかかわります冬タイヤ等の消耗品、保険料、手数料、重量税等について計上するものでございます。

11目地域振興費572万円の追加で、916万円となります。本目は、移住定住促進PR事業122万円、自治会連絡協議会補助金250万円のほか、仮装盆踊り、花火大会補助金200万円を計上するものでございます。

資料にてご説明をさせていただきます。配付しております資料ナンバー3をごらんいただきたいと思えます。移住定住促進プロジェクト事業の概要でございます。移住定住促進事業につきましては、道の補助制度であります地域再生加速事業、昨年までのチャレンジ交付金事業でございますが、この制度を活用し、本町の概要や格安な町営住宅を積極的にPRすることにより移住、定住を

促進することにより、人口減少対策事業とするものでございます。2の事業の概要でございますが、本町の概要をPRするための町勢要覧の作成、福祉バスや温泉バスに掲載するPR用マグネットシートの作成、鶉本町に設置しております進出企業看板書きかえのほか、短期滞在型ツアー助成であります移住定住体験ツアー招待事業、昨年より実施し、継続しております就業者移住定住奨励金と住宅取得などの奨励金であります移住定住奨励金事業の7事業を実施するものでございます。3の事業経費であります。報償費で移住定住体験ツアー招待事業として12万円を計上し、当初にて予算計上しております各奨励金100万円と合わせまして112万円となるものでございます。需用費につきましては、町勢要覧作成費76万円とバス用マグネットシート作成14万円の90万円。役務費では、進出企業看板書きかえ手数料20万円を追加し、事業費総額では当初計上の100万円と合わせまして222万円となるものでございます。

続きまして、資料ナンバー4をごらん願います。スキー場ゲレンデ植栽事業、自治会連絡協議会補助金の概要でございます。自治会連絡協議会が自治総合センター助成事業を活用し、スキー場ゲレンデに花畑とベンチを設置し、健康で明るい町づくりを実現することを目的に実施するものでございます。事業の内容でございますが、資料下段の整備図にございますように、ゲレンデの下部、現在の温泉駐車場前でございますけれども、こちらにルピナスの種子吹きつけによる植栽をし、花壇を設置するもので、さらにふれあい交流プラザ前にはベンチ3台を設置するものでございます。また、ルピナスを植栽する花壇等の両サイドにつきましては、町民が自由に花卉の植栽ができるよう町民植栽エリアを設けることとしてございます。植栽の花でございますルピナス、こちらを選定した理由といたしましては、悪条件に強く、繁殖力が強い品種であり、開花時期につきましては6月から8月と比較的長期間であることなどから、園

芸専門家等の指導も受けまして選定したところでございます。事業費につきましては250万円で、100%補助事業で、町の予算を通しまして進めるものでございます。

予算書へお戻りください。仮装盆踊り花火大会補助金200万円の計上でございますが、昨年開町60年記念事業として補助し、花火大会の拡充を図ったところでございますが、町民に大変好評表でございましたので、本年度も引き続き花火大会の拡充を図るために補助するものでございます。

総務費、選挙費、3目町長選挙費228万7,000円の減額で、36万5,000円となります。4月18日に行われました町長選挙において無投票当選となりましたので、その不用額について精査するものでございます。

次、民生費にまいります。社会福祉費、1目社会福祉総務費40万円の追加で、2億4,328万1,000円となります。13節の委託料でございます。

資料ナンバー5をごらんいただきたいと思えます。救急医療情報キット配布事業でございます。事業の目的でございますが、ひとり暮らしの高齢者等の安全、安心を確保するため、自宅において緊急事態に陥った場合に患者情報を救急隊員がいち早く把握し、迅速な救命活動を図るものでございます。キットの配布対象者につきましては、ひとり暮らしの高齢者や障害を持った方を対象としております。配付物件及び利用方法でございますが、情報記入用紙に服用薬やかかりつけの医療機関、緊急時の連絡先などを記入し、さらに本人が確認できる写真や健康保険証の写しなどを専用の容器に入れ、冷蔵庫内に保管するものでございます。また、キットを冷蔵庫内に保管していることを示すシールを冷蔵庫のドアや玄関ドアに張ることにより、救急医療情報が冷蔵庫内にあることを救急隊員に知らせるものでございます。配布方法でございますが、社会福祉協議会に事業を委託し、社会福祉協議会におきまして高齢者にキットの配布希望等を確認し、希望者には情報記入用紙の記

載方法などを説明の上、配布することとしております。事業費でございますが、40万円で、ひとり暮らし等の対象者が638世帯ございますから、これらキット700セットを購入するものでございます。なお、キットの配布につきましては、配布物が納入されます8月から配布を予定しているものでございます。

予算書へお戻りください。民生費、児童福祉費、1目児童福祉総務費30万1,000円の追加で、4,975万7,000円となります。6月から支給を開始いたしました子ども手当に係る事務経費といたしまして、需用費で5万1,000円、郵便料で1万5,000円を追加するものでございます。また、中学生以下医療費助成にかかわります関係予算といたしまして、需用費で1万円、その他扶助費等で20万円を予算計上しているものでございます。

2目保育所費29万円の追加で、1,313万2,000円となります。11節需用費で保育所の火災報知機等の修繕料の計上でございます。

衛生費、保健衛生費、1目保健衛生総務費157万5,000円の追加で、6,366万8,000円となります。11節需用費で東鶉歯科診療所のタービン等の修繕料の計上でございます。28節繰出金で133万5,000円は、町立診療所事業特別会計繰出金で124万9,000円、水道事業会計繰出金で8万6,000円を計上するものでございます。

2目予防費183万5,000円の追加で、918万8,000円となります。本目につきましては、食育推進事業30万4,000円、フッ化物洗口事業で4万7,000円及び子宮頸がんワクチン接種費用助成事業で80万7,000円、さらに長寿健康づくり協議会補助金67万7,000円を追加予算計上するものでございます。

資料により説明をさせていただきます。配付しております資料ナンバー6をごらん願います。初めに、食育推進事業の概要でございます。平成21年度に健康づくり財団の助成を受け養成いたしました食生活改善推進員が中心となり、保育園、学校などの関係機関との連携を図り、食育を推進す

るものでございます。事業内容でございますが、保育園児、小学生を対象に食育のための料理教室等を開催するほか、食生活改善推進員につきましても食育の重要性を理解するための研修会を実施するもので、経費につきましては講師謝礼等の報償費11万円のほか、事業用の消耗品など総額30万4,000円を追加するものでございます。

続きまして、資料ナンバー7をごらん願います。子供の歯を守るフッ化物洗口事業の概要でございます。本町の3歳児1人当たりの平均虫歯本数は2.1本で、全道平均の1.2本と比較しまして多く、子供の歯の健康状態がよくないことから、北海道フッ化物洗口推進重点支援事業の推進重点地域の指定を受け、虫歯予防に効果的なフッ化物洗口を保育園の5歳児を対象に実施するものでございます。実施方法でございますが、ただいまご説明いたしましたとおり、保育園の5歳児を対象に7月より昼食後の歯磨きの日課を利用いたしまして、フッ化物洗口を音楽に合わせて30秒間うがいをするものでございます。事業費でございますが、フッ化物洗口薬品など需用費で4万7,000円を追加するものでございます。

次に、資料ナンバー8をごらん願います。子宮頸がんワクチン接種費用助成事業の概要でございます。予防可能な唯一のがんである子宮頸がんのワクチン接種につきましては、3回の接種で5万1,000円程度の高額な費用となっていることから、この経費を負担するため、接種が最も効果的とされております10代前半の女子の接種を促進し、早期のがん予防を図るとともに、子育て支援施策として実施するものでございます。助成対象でございますが、義務教育卒業までに接種を促すため、中学3年生の女子を対象に実施するもので、対象者につきましては15人となっております。接種回数は全部で3回となっており、1回目の接種後1カ月後に2回目、初回の接種から6カ月経過後に3回目の接種となっております。接種方法及び助成についてでございますが、子宮頸がん予防

の観点から、ワクチン接種につきましては婦人科専門医の管理下での接種が必要となることから、専門医に依頼をし、接種機会を確保するため町民センターなどでワクチンの接種をすることとしております。なお、当日接種ができない方につきましては、委託医療機関で接種することにより窓口での個人負担が生じないようにするものでございます。また、ワクチン接種に当たりましては、保健師により説明会を開催しながら、8月には第1回目の接種を予定しているところでございます。事業費でございますけれども、ワクチン接種費用として5万1,000円の15人分で76万5,000円を計上するほか、専門医の報酬4万2,000円、総額80万7,000円を追加するものでございます。

次に、資料ナンバー9をごらん願います。「長寿健康タウンかみすながわ」推進事業計画の概要でございます。町内の健康づくり財団により設立いたしました上砂川町健康づくり協議会を本事業の活動の中心に位置づけ、健やかな生活の維持と世代間交流の2本の柱とする健康づくりを進めるものでございます。昨年までの健康の里プロジェクト事業でございます。事業の概要といたしましては、「健康タウンかみすながわ」推進事業として町立診療所、保健師などとの連携を図りながら、健康発信基地であります温泉施設等において、健康に関する事業であります温泉ゆったりセミナーや家庭菜園などの食育事業などを展開するものであります。事業費につきましては、賃金から備品購入費まで総額67万7,000円を予定しまして、当初予算34万円と合わせまして101万7,000円を健康づくり協議会へ補助するものでございます。なお、事業費につきましては、地域社会振興財団の長寿社会づくりソフト事業交付金で町の予算を通して進めるものでございます。

予算書にお戻りください。3目環境衛生費25万円の追加で、580万4,000円となります。11節需用費で下鶉、鶉、東町の各共同浴場のボイラー等の修繕料の計上で25万円の計上でございます。

衛生費、清掃費、2目じん芥処理費201万1,000円の追加で、8,184万円となります。11節で最終処分場の脱水機配水管等の修繕料5万円の計上でございます。

19節負担金、補助及び交付金でございますが、資料ナンバー10をごらん願います。中・北空知廃棄物処理広域連合負担金補正の概要でございます。中・北空知廃棄物処理広域連合負担金で、広域連合での平成22年度当初予算では測量調査委託、地質調査委託などの施設建設にかかわります計画支援事業に係る予算を計上しておりましたが、このたび施設建設に係る整備費交付金の内示を受けましたことから、23年度に予定しておりました施設建設に係る事業の一部を前倒しし、事業費5億6,543万6,000円を広域連合議会において予算計上しているところでございます。この事業費に係ります本町の負担金196万1,000円を追加するもので、この広域連合に対する負担金の総額は、当初予算と合わせまして355万1,000円となるものでございます。

また予算書へお戻り願います。続きまして、商工費でございます。商工費、1目商工振興費25万円の追加で、2,151万1,000円となります。11節需用費で産業活性化センター裏手の素掘り側溝及び物置の修繕料25万円の計上でございます。

2目企業開発費1,400万円の追加で、3,599万5,000円となります。19節負担金、補助及び交付金で上砂川岳温泉ボイラー更新助成金でございます。上砂川岳温泉パンケの湯のボイラー2基の更新を振興公社で実施することに伴い、産炭地域総合発展基金、いわゆる旧基金を活用いたしまして振興公社に助成するものでございます。なお、ボイラー更新に当たりましては、7月に夜間作業により1基ずつの更新を予定し、営業等に支障の出ないよう実施するものでございますので、ご理解願いたいと思います。

続きまして、土木費、住宅費、2目公営住宅建設費3,178万円の追加で、5,169万3,000円となり

ます。既設の公営、改良住宅の電波調査164万円、公営住宅建設整備業務委託料1,550万円及び既設改良住宅水洗化事業1,460万円を計上するものでございます。

お手元に配付しております資料ナンバー11をごらん願います。地上デジタル放送に伴う共聴施設の調査委託料でございます。地上デジタル放送の開始に伴いまして、共聴アンテナにより地上デジタル放送を視聴している2階建ての重ね住宅の受信状況等を確認するために実施するもので、公営住宅で資料ナンバー11の表の中に記載のとおり17棟174戸、改良住宅で資料ナンバー12に書いてございますが、51棟304戸、合わせまして68棟478戸について調査を実施するものでございます。この調査の結果により受信状況の悪い住宅等につきましては、配線、増幅機等などの取りかえ事業を実施するもので、戸数が明確になり次第9月等で補正予算にて計上するものでございます。

続きまして、資料ナンバー13をお開き願います。公営住宅建設の図面がついてございますが、公営住宅の整備に係ります測量委託等の計上でございます。平成23年度に建設を予定しております中央団地の公営住宅の建設に係るボーリング調査、現況調査、造成実施設計、建物実施設計の委託料について追加するものでございます。中央団地につきましては、移住、定住政策の一環として建設するもので、緑が丘、東鶉公営住宅の入居状況を見てみますと、3LDKの比較的広い住宅に近隣市町よりの若い世代の申し込みが多いことから、子育て世代を視野に入れた住宅を建設することとし、間取りにつきましては1棟16戸すべて3LDKを予定しているものでございます。さらに、建物周辺につきましては、駐車場スペースのほか公園、遊園地スペースなどを予定しているもので、この設計委託料といたしまして1,550万円を追加するものでございます。

次に、資料ナンバー14をごらん願います。公営住宅、改良住宅の水洗化事業でございます。既設

の改良住宅の水洗化事業で、図面の球場下、ピンク色で表示しております改良住宅5棟24戸について水洗化事業を実施するもので、事業費につきましては1,464万円を追加するものでございます。

予算書へお戻りください。続きまして、教育費でございます。教育総務費、2目事務局費77万4,000円の追加で、527万1,000円となります。放課後子ども教室推進事業費といたしまして予算を計上するものでございます。

こちらも資料ナンバー15をごらんいただきたいと思っております。放課後子ども教室推進事業の概要でございます。目的でございますが、放課後や週末に小学校、中央ふれあいセンター等を活用いたしまして、子供たちの安全、安心な活動拠点を設け、勉強やスポーツなどを実施することによって心豊かで健やかに恵まれる環境づくりをするものでございます。事業内容でございますが、学習にありましては、開催日のほうにも記載のとおり、金曜、土曜日、夏休み中を含めまして年43回、開催時間につきましては土曜、冬休みにつきましては午前10時から12時の2時間、金曜日にありましては午後3時から午後5時までの2時間を開催するもので、対象児童は小学校1年生から6年生とし、アドバイザーにつきましては岩見沢の教育大学の学生並びに地域の方を予定しているものでございます。次に、スポーツ関係でございますが、子供たちにスポーツの場を提供するものでございます。具体的な内容でございますが、毎週木曜日に野球16回、バドミントン33回を開催し、開催時間につきましては午後3時から5時までの2時間、夏休み等につきましては10時から12時までの2時間を予定しており、場所につきましては小学校のグラウンド及び体育館、対象児童につきましては小学校4年生から6年生を対象にしているところでございます。アドバイザーにつきましては、地域の方を予定しているものでございます。事業費でございますけれども、アドバイザーの謝金などの報償費といたしまして36万9,000円ほど予算計上し、

需用費、備品購入費など合わせまして77万3,400円を予定しているものでございます。なお、この77万円の補助事業のうち3分の2は、道補助金より充当されるものでございます。

予算書へお戻りください。1目学校管理費50万円の追加で、2,068万7,000円となります。11節需用費で小学校の給食用回転がまの修繕料50万円の計上でございます。

教育費、社会教育費、3目青少年対策費13万円の追加で、125万6,000円となります。11節需用費で緑が丘公営住宅内の遊園地の滑り台の修繕料13万円の追加でございます。

4目社会教育施設費23万円の追加で、106万円となります。11節需用費で趣芸館の陶芸用窯の温度調整器の修繕料23万円を計上するものでございます。

次に、歳入でございます。5ページをお開き願います。2、歳入、国庫支出金、国庫補助金、4目土木費補助金1,363万2,000円の追加で、1,363万2,000円となります。1節公営住宅建設費補助金でございますが、歳出でご説明いたしました公営住宅建設電波調査、公営住宅建設測量等の委託、改良住宅の水洗化事業の補助対象事業の2分の1を計上するものでございます。

国庫支出金、国庫委託金、民生費委託金16万3,000円の追加で、101万7,000円となります。2節児童福祉費委託金で児童手当、子ども手当の事務取扱交付金の計上でございます。

続きまして、道支出金、道補助金、1目総務費補助金300万円の追加で、305万5,000円となります。1節総務管理費補助金で移住定住促進プロジェクトといたしまして、地域再生加速事業の予算計上300万円でございます。

7目教育費補助金51万4,000円の追加で、51万4,000円となります。1節教育総務費補助金で、放課後子ども教室推進事業といたしまして、対象事業の3分の2、51万4,000円を計上するものでございます。

続きまして、寄附金、寄附金、1目寄附金、100万円の追加で、101万1,000円となります。一般寄附金で、1件分の寄附でございます。花火大会の補助金に充当するものでございます。

諸収入、雑入、5目雑入1,581万6,000円の追加で、2億3,710万9,000円となります。長寿社会づくりソフト事業交付金101万6,000円、自治総合コミュニティ助成事業で250万円、健康づくり推進地域支援事業で30万円を計上するほか、先ほど歳出でご説明いたしました空知産炭地域総合発展基金、旧基金でございますけれども、上砂川岳温泉ボイラー更新用の助成金といたしまして事業費の10分の9、1,200万円を計上するものでございます。

町債、町債、2目土木債770万円の追加で、770万円となります。公営住宅債で水洗化事業の起債計上でございます。

繰越金でございます。繰越金、1目繰越金1,627万5,000円の追加で、1,627万5,000円となります。ただいま決算事務を進めておりますが、平成21年度に見込まれます繰越金6,064万円の一部を充当するものでございます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 内容の説明を終わります。

ここで5分間休憩いたします。

休憩 午後 2時09分

再開 午後 2時18分

○議長（堀内哲夫） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第40号

○議長（堀内哲夫） 次、日程第20、議案第40号平成22年度上砂川町立診療所事業特別会計補正予算（第1号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま上程されました議案第40号平成22年度上砂川町立診療所事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し

述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

本文をご参照ください。平成22年度上砂川町立診療所事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ173万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,264万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成22年6月22日提出

北海道上砂川町長 貝田喜雄

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（奥山光一） それでは、ご指示により、議案第40号について内容の説明をいたします。

2ページでございます。第1表、歳入歳出予算補正、1、歳入、4款繰入金124万9,000円の追加で、1,533万7,000円となります。

1項一般会計繰入金、同額であります。

5款道支出金48万4,000円の追加で、48万4,000円となります。

1項道補助金、同額であります。

歳入合計が173万3,000円の追加で、1億1,264万2,000円となります。

2、歳出、1款総務費173万3,000円の追加で、6,278万3,000円となります。

1項施設管理費、同額であります。

歳出合計が173万3,000円の追加で、1億1,264万2,000円となります。

次に、事項別明細書4ページ、歳出でございます。3、歳出、総務費、施設管理費、1目一般管

理費173万3,000円の追加で、6,278万3,000円となります。町立診療所のレントゲン撮影機とCT装置の修繕料といたしまして、11節で50万円を計上するものでございます。また、18節備品購入費では、平成11年度に導入いたしました心電計について更新するため123万3,000円を追加するものでございます。

続きまして、歳入でございます。2、歳入、繰入金、一般会計繰入金、1目一般会計繰入金124万9,000円の追加で、1,533万7,000円となります。収支の均衡を図るため、一般会計より繰り入れるものでございます。

道支出金、道補助金、1目電源立地地域対策交付金48万4,000円の追加で、48万4,000円となります。電源立地地域対策交付金につきましては、原発、火力発電所が所在する、もしくは隣接する市町村に対し、国より都道府県を通じまして交付される交付制度でございます。本町の場合につきましては、砂川市に火力発電所が所在するため、電源立地の対象地域となっております。このたびの交付金は、昨年12月に泊原発3号機が営業運転を開始したことにより、道への交付額が増加したことにより、道内交付対象地域全市町村に対し交付されることとなり、本町の交付限度額が48万4,000円となっておりますことから、心電計の購入に充当するものでございます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 内容の説明を終わります。

◎議案第41号

○議長（堀内哲夫） 次、日程第21、議案第41号平成22年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま上程されました議案第41号平成22年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたしま

す。

本文をご参照ください。平成22年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ143万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,597万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成22年6月22日提出

北海道上砂川町長 貝田喜雄

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（奥山光一） それでは、ご指示により、議案第41号について内容の説明をいたします。

2ページでございます。第1表、歳入歳出予算補正、1、歳入、5款諸収入143万3,000円の追加で、143万5,000円となります。

2項雑入143万3,000円の追加で、143万4,000円となります。

歳入合計が143万3,000円の追加で、1億8,597万7,000円となります。

2、歳出、1款下水道費143万3,000円の追加で、5,944万7,000円となります。

2項下水道維持費143万3,000円の追加で、509万1,000円となります。

歳出合計が143万3,000円の追加で、1億8,597万7,000円となります。

次に、事項別明細書4ページ、歳出でございます。3、歳出、下水道費、下水道維持費、1目維持管理費143万3,000円の追加で、509万1,000円となります。13節委託料で町内11カ所でございます

マンホールポンプ場の運転状況を監視するための監視装置を更新するためにシステム導入業務を委託する経費として143万3,000円を計上するものでございます。

次に、歳入でございます。2、歳入、諸収入、雑入、1目雑入143万3,000円の追加で、143万4,000円となります。1節雑入143万3,000円につきましては、石狩川流域下水道組合負担金の前年度精算還付金を充当するものでございます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 内容の説明を終わります。

◎議案第42号

○議長（堀内哲夫） 次、日程第22、議案第42号平成22年度上砂川町下水道事業会計補正予算（第1号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま上程されました議案第42号平成22年度上砂川町下水道事業会計補正予算（第1号）について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

本文をご参照ください。

（総則）

第1条 平成22年度上砂川町下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第2条 平成22年度上砂川町下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（収入）

科目、第1款資本的収入、既決予定額1,476万4,000円、補正予定額5,710万円、計7,186万4,000円。

第2項企業債、補正予定額4,110万円、計4,110万円。

第3項国庫補助金、補正予定額1,591万4,000円、計1,591万4,000円。

第4項他会計補助金、補正予定額8万6,000円、計8万6,000円。

(支出)

科目、第1款資本的支出、既決予定額6,655万6,000円、補正予定額5,710万円、計1億2,365万6,000円。

第2項建設改良費、補正予定額5,710万円、計5,710万円。

(企業債)

第3条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおり定める。

起債の目的、簡易水道等施設整備事業、限度額4,110万円、起債の方法、普通貸借または証券発行、利率、4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金の場合、利率見直し以降については、当該見直し後の利率とする。)、償還の方法、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合についてはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利債に借りかえすることができる。

(他会計からの補助金)

第4条 予算第7条で定めた企業債償還金のため一般会計からの補助のほか、建設改良のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を「8万6,000円」とする。

平成22年6月22日提出

北海道上砂川町水道事業管理者

北海道上砂川町長 貝田喜雄

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○議長(堀内哲夫) 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長(奥山光一) それでは、ご指示により、議案第42号について内容の説明をいたします。

3ページでございます。平成22年度水道事業会計予算実施補正計画書、資本的収入及び支出、資本的収入、1款資本的収入5,710万円の追加で、7、

186万4,000円となります。

2項企業債4,110万円の追加で、4,110万円となります。

1目企業債、同額でございます。

3項国庫補助金1,591万4,000円の追加で、1,591万4,000円となります。

1目国庫補助金、同額でございます。

4項他会計補助金8万6,000円の追加で、8万6,000円となります。

1目他会計補助金、同額であります。

資本的支出、1款資本的支出5,710万円の追加で、1億2,365万6,000円となります。

2項建設改良費5,710万円の追加で、5,710万円となります。

1目簡易水道等施設整備事業費、同額でございます。

次に、事項別明細書、資本的支出、5ページでございます。資本的支出、資本的支出、建設改良費、1目簡易水道等施設整備事業費5,710万円の追加で、5,710万円となります。工事請負費5,080万円でございますが、簡易水道等施設整備事業工事といたしまして浄水施設電気計装設備の更新、塩素注入ポンプ等の整備事業費を計上するものでございます。委託料630万円につきましては、これら事業に係ります実施設計の委託料を計上するものでございます。

資本的収入、4ページでございます。資本的収入、資本的収入、企業債、1目企業債4,110万円の追加で、4,110万円となります。

簡易水道等施設整備費事業債といたしまして簡水債、過疎債を計上するものでございます。

資本的収入、国庫補助金、1目国庫補助金1,591万4,000円の追加で、1,591万4,000円となります。簡易水道等施設整備費補助金といたしまして、補助対象事業費のうち3分の1を計上するものでございます。

資本的収入、他会計補助金、1目他会計補助金8万6,000円の追加で、8万6,000円となります。

国庫補助金及び企業債を充当し、なお不足する財源を一般会計より補助を行い、収支の均衡を図るものがございます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 内容の説明を終わります。

署名議員 数馬 尚

署名議員 高橋 成和

◎休会について

○議長（堀内哲夫） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。議案調査のため明日23日から24日まで休会いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、明日23日から24日まで休会することに決定いたしました。

なお、休会中については常任委員会を開催していただくことになっておりますので、よろしく願います。

また、25日は午前10時より本会議を再開いたしますので、出席方よろしく願います。

◎散会の宣告

○議長（堀内哲夫） 本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

（散会 午後 2時33分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議長 堀内 哲夫

第 2 回 定 例 町 議 会

(第 2 号)

平成 2 2 年

上砂川町議会第 2 回定例会会議録（第 2 日）

6 月 2 5 日（金曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 議
午前 1 1 時 1 7 分 閉 会

○議事日程 第 2 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 町政執行方針に対する質疑
- 第 3 教育行政執行方針に対する質疑
- 第 4 議案第 3 1 号 上砂川町課設置条例等の一部を改正する条例制定について
- 第 5 議案第 3 2 号 上砂川町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 6 議案第 3 3 号 上砂川町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 7 議案第 3 4 号 上砂川町火災予防条例の一部を改正する条例制定について
- 第 8 議案第 3 5 号 北海道市町村備荒資金組合理約の変更について
- 第 9 議案第 3 6 号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 第 1 0 議案第 3 7 号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について
- 第 1 1 議案第 3 8 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について
- 第 1 2 議案第 3 9 号 平成 2 2 年度上砂川町一般会計補正予算（第 1 号）

- 第 1 3 議案第 4 0 号 平成 2 2 年度上砂川町立診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 4 議案第 4 1 号 平成 2 2 年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 5 議案第 4 2 号 平成 2 2 年度上砂川町水道事業会計補正予算（第 1 号）
※ 議案第 3 1 号～第 4 2 号までは
質疑・討論・採決とする。
- 第 1 6 調査第 2 号 所管事務調査について
- 第 1 7 派遣第 1 号 議員派遣承認について
(追加日程)
- 第 1 8 意見書案第 7 号 最低賃金法の抜本改正と安定雇用の創出、中小企業支援策の拡充・強化を求める意見書
- 第 1 9 意見書案第 8 号 機能性低血糖症に係る国の取り組みを求める意見書
- 第 2 0 意見書案第 9 号 地方財政の充実・強化を求める意見書
- 第 2 1 意見書案第 1 0 号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1 / 2 への復元、教職員定数改善、就学保障充実等 2 0 1 1 年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書

○会議録署名議員

4番 数馬 尚
5番 高橋 成和

◎開議の宣告

○議長（堀内哲夫） おはようございます。ただいまの出席議員は9名です。

理事者側につきましては、栗原教育委員長が所用のため欠席しております。

定足数に達しておりますので、平成22年第2回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、休会を解きまして再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（開議 午前10時00分）

◎会議録署名議員指名について

○議長（堀内哲夫） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定によって、4番、数馬議員、5番、高橋議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎町政執行方針に対する質疑

○議長（堀内哲夫） 日程第2、町政執行方針に対する質疑を行います。

本件につきましては、議長の手元まで通告が参っておりますので、順を追って許可してまいりたいと思います。

◇ 水谷 寿彦 議員

○議長（堀内哲夫） 2番、水谷議員、ご登壇の上ご発言願います。

○2番（水谷寿彦） 私は、平成22年第2回定例会に際し、町政執行方針に対して質問いたしたいと思いますので、ご答弁をお願いするものであります。

初めに、本年4月の町長選挙において当選をされました貝田町長に心よりのご期待を申し上げます。

上砂川町は、基幹産業である炭鉱が全盛のころと比較し、年々人口が急減少しています。ちなみに、昭和25年の人口を見ても当時3万1,400人、今の人口と比較し、実に87%もの減少であります。その後の25年後の昭和50年の人口は1万2,600人で、現在の人口と比較し、68%の減少であります。まさに過疎化に歯どめがかからない中、町長が重点目標としている人口減対策の推進、財政健全化の推進については上砂川町にとって最大の課題であると言っても過言ではないと思います。町税収入などの自主財源が乏しく、国からの交付税に頼っていかねばならない中、この目標を推進するという気概は町長と同じように私たち住民も同じであると考えております。年々人口減少がとまらない現実、切実な思いではないでしょうか。

私たちも空知旧産炭地5市1町の議員連絡協議会を立ち上げ、この人口減少対策と国に対しての財政支援を求める手法を探っているところであります。かつては、空知産炭地は道内ナンバーワンの人口増を誇っておりましたが、逆V字型に急減少していることは上砂川町の人口減少率を見ても明白ではないでしょうか。国策によって発展し、国策によって衰退しているこの状況は、だれに責任があるのでしょうか。先日の会議においても、旧空知産炭地の人口急減補償を国に対して強く要求するなど6項目の要求意見が論議されたところでありますが、町長はどのようにお考えでしょうか。ぜひ関係市町が共有する思いを連携して道や国などに訴えなければならぬと私は思うのであります。

また、当町にあっては、財源確保のための産業の構築、雇用の対策はもとより、この町に住み続けたい、住んでみたいと思う魅力ある町としての条件の整備が急務であり、最少の費用で最大の効果を生み出す施策が必要ではないでしょうか。それが整わなければ、大変に難しいことと考えます。町長は、当面の目標をどのように設定しておられますか。当然のことながら、急激な増加は期待で

きませんし、ある程度の人口を維持していくことが大切だと思います。若年齢層はもちろん、高齢者層にも手厚い町づくりが必要であるのですが、行政と住民が一体となって人口の維持と増加を考える専門プロジェクトを設置してはいかがでしょうか。

私は、人口増加の要素の一つは、持ち家を得られる住環境と質の高い教育を受けられる環境が重要な要素であると考えております。また、若年齢層の定住のためには、一つの例ではありますが、通信情報化時代の先端である光ファイバー通信回線の整備などの魅力づくり、また例えば子育て中の人には保育料の無料化や子供の誕生に合わせて助成金を出すなど強力な子育て支援をして、人口が増加しているという自治体もあります。もちろん自主財源が豊かであるからできることではありますが、また老人介護施設のさらなる充実は入所者とその家族の定住が図られるのではないかと考えます。近隣市町の高齢者を多数受け入れることができる町として再生していくことも考えられるのではないのでしょうか。また、当町は新規に公営住宅の建設を考えているようですが、果たして投資することがよいのか、疑問が生じる場所でもあります。あくまでも簡単に入居し、退去できる賃貸借住宅だからであります。執行方針にも述べられておりますが、空戸対策についても、住宅の集約化を図った後の老朽化住宅は取り壊すのでしょうか。いずれにいたしましても、財政の出動があると思うのですが、いかがお考えでしょうか。

また、産業の構築のためには誘致企業の推進が必要ですが、いわば経営状況など安定度の高い企業を誘致することが大変困難な状況の中で、行政が主体となって新規に企業を立ち上げるなど、後に民間移譲していくという積極的な手法も考えなければならないと思います。また、人口増加のためのアイデアや政策を考える政策立案集団を立ち上げたり、広く政策立案コンテストなどを行うことも諸問題に対する住民意識の高揚が図

られると思っております。町長の人口減少対策とこれらに対する見解をお伺いして、質問を終わります。

○議長（堀内哲夫） ただいまの2番、水谷議員の質疑に対し、答弁を求めてまいります。町長。

○町長（貝田喜雄） 2番、水谷議員のご質問、人口減少対策の推進についてお答えいたします。

空知の産炭地域は、石炭産業の隆盛時には35万人を超え、空知管内の人口の約半数を占めておりましたが、現在は旧産炭地5市1町で6万人まで減少し、昭和60年国勢調査と平成17年国勢調査の比較では、各市町とも40%を超える人口減少率となっており、旧産炭地域の人口減少及び少子高齢化が顕著にあらわれ、水谷議員ご指摘のとおり逆V字型に減少しております。本町におきましても、石炭産業の隆盛時の昭和27年には3万2,000を超える人口を数えましたが、昭和30年代後半からの国のエネルギー革命の急速な進行により昭和62年7月に三井砂川炭鉱が閉山となり、歴代町長も炭鉱にかわる新たな産業の創出を図るため企業誘致活動を積極的に展開し、最大で31社、700名近い雇用を創出いたしました。結果として人口減少に歯どめがかからず、閉山時8,461人おりました人口も現在では4,000人余りまで減少し、高齢化率も42%を超えるなど、人口減少並びに少子高齢化が急速に進んでおり、残念ながらこれが現状を打開する抜本的対策が見出せぬまま今日に至っているのが現実であります。

議員お話しのとおり、本町の最重要課題は人口減少対策と財政健全化対策であると考えているもので、大変難しい課題ではありますが、条件整備を進め、今後議員の皆さん、そして町民の皆さんとともに対応していかなければならないと思うところであります。空知旧産炭地5市1町で議員連絡会を立ち上げ、国に財政支援を要望することにつきましては、5市1町は開発期成会などを通して国に対し要望行動をすることになっており、国に対する要望は疲弊する旧産炭地にとっては欠

くべからざる絶対的条件と考えておりますので、議員各位におかれましてもそれぞれの立場で、あらゆる機会を通しまして交付税制度における人口数値急減補正の継続強化等々について要望していただきたいと考えるものであります。

また、人口減少対策はすぐさま効果を得るのは困難であります。この町に住みたい、住んでみたいと思う条件整備と当面の目標設定が必要とのご指摘につきましては、私も水谷議員と考えを同じにするものでございまして、本町から転出する方の多くは子育て世代などの若年層であることから、これらの減少を抑制するためにも中学生以下医療費助成や子宮頸がんワクチンの接種費助成、そして機構見直しによる子育て支援係の創設などの子育て支援事業の充実並びに学校施設整備、放課後子ども教室などの教育環境整備を進めるなどして福祉、教育施策を充実し、安心してこの町で子育てができる環境を整え、若年層の定住を促進してまいりたいと思うものであります。あわせまして、水洗化の推進など居住環境の整備をし、全階層に向けての定住施策を講じるなど、できるものから一つ一つ着実に進めることが将来にわたっての人口減少対策につながるものと考えているところであります。

お話しの保育園の無料化や出産祝金などの条件整備につきましては、過去に本町も出産祝金や結婚定住奨励金などの施策を実施しておりましたが、費用対効果を考え、行財政改革の中で見直しをした経緯もありますが、その後私ども行政の置かれる状況もさま変わりいたしまして、それらの必要性も含め、今後の財政状況を考慮いたしまして検討してまいりたいというふうに思うところでございます。

また、行政と住民が一体となって人口増加を考えるプロジェクトの設置につきましては、本年度第6次町づくり計画の策定に当たって住民との協議も予定しておりますので、その中で住民意向を把握するとともに、プロジェクトの設置につつま

しては大変貴重なご意見でありますので、設置に向け検討してまいりたいと考えております。

さらに、光ファイバー通信回線の整備につきましては、近隣では滝川市や砂川市の一部地域で整備されるなど、情報化社会においては大変重要でありますので、今後におきましては町民要望を踏まえ、検討させていただきたいと思っております。

住環境整備による人口定着の具体策でのご指摘で、持ち家促進が効果ある施策として受け入れられるもので、賃貸住宅の建設には疑問を残すものとのことではございますが、確かに本町のように全世帯の半数を占める町営住宅を抱え、そのうち約3割程度の空戸を持つ実態からいたしまして、持ち家率の向上こそ最も効果ある施策と思うもので、そのため町内に適地を求め、低廉な価格で分譲地を造成、販売してきたところであり、成果を得ているものでございます。このことから、過去に造成いたしました分譲地での未売却地はありますが、本年度におきましても地理的条件等を考慮し、ニーズの高い鶴本町地区での新たな分譲地の造成にも着手し、未売却地の販売も含め事業推進を図る所存であります。

しかしながら、最近の東鶉や緑が丘の新しい公営住宅の空戸募集にあっては、町外から若い世代3LDK住宅の申し込みが多くありまして、まだまだ賃貸住宅が求められる実態となっておりますので、これらのことを念頭に置き、緑が丘地区の住みかえ事業で未実施となっております1棟16戸の公営住宅建設について、その目的を変えまして、本年度中央地区に若年層をターゲットとしたコンセプトで全戸3LDKの間取りで建設し、移住、定住を促進するとともに、商店街振興の一助にと考えているところでございます。なお、入退去にかかわる課題につきましては、今後皆様のご意見を拝聴し、長く本町に住んでいただける施策を検討し、実践してまいりたいと考えるものであります。

また、新しい住宅の建設と並行して、住宅集約、

再編も喫緊の課題であり、町営住宅長寿命化計画策定の中での整理が必要と思われますが、老朽化住宅の除却につきましては事業を進めるに当たりましては現状は補助事業の対象外となるため、財政負担が大きくなることから、新しい過疎法などで対象となるよう、国等に対し強く要望するなどして財源を確保していくのが最優先であり、今はそのことに重きを置くことが肝要と思うもので、将来的には整理が必要と考えています。さらに、人口増加を目指すには総合的な対策が求められるとのことで、産業の構築が不可欠であり、企業誘致にも限界があることから、行政が企業を立ち上げ、後に民間に移譲する手法の導入検討につきましては、過去に例にはない新しい発想であり、その具体策はとなりますと極めて難しいものと思えますが、これも大変貴重なご意見でありますので、行政のあるべき姿も含め、今後財政状況を踏まえつつ検討してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、人口減少対策は行政の力だけでは限界があると思われ、冒頭お話しいたしましたでしたが、議員の皆さん、町民の皆さん、そして行政が一体となって取り組まなければならない課題でありますので、早急に住民意向を反映すべく体制づくりを進め、議員や町民の皆さんのご協力をいただき、その対策に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上を申し上げ、答弁といたします。

○議長（堀内哲夫） ただいまの答弁に対し、再質疑があれば許可いたします。水谷議員。

○2番（水谷寿彦） ありがとうございます。上砂川町というのを外部の人たちにもっと、実際にどういう町で、どういうことができるのかということホームページなどできちっとPRして、そして人を呼び込めるような魅力づくりをしていかなければならないと私は思うので、以上を要望として、これからも検討していただきたいと思います。

以上、終わります。

○議長（堀内哲夫） 要望ですね。

○2番（水谷寿彦） はい。

○議長（堀内哲夫） その他ございませんか、ありませんか。

ないようですので、打ち切ります。

◇ 高橋成和 議員

○議長（堀内哲夫） 次、5番、高橋議員、ご登壇の上ご発言願います。

○5番（高橋成和） 平成22年第2回定例会に当たり、町政執行方針に対する質問をいたします。

初めに、17期町政を引き継がれた貝田町長に改めて敬意を表するとともに、今後存分に手腕を発揮していただき、本町が抱える難題と住民の閉塞感をぜひ打開していただきたいと、そう思います。

冒頭の所信につきましても、今後の第6次町づくり計画策定に向けて住民と一丸となり、未来への希望の道筋をつけていくという貝田町長の思いが切実に述べられておりますし、私自身も微力ながら実現に向けて提言していきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

質問に移りますが、通告しています1件目、人口減少対策の推進について、今現在上砂川町は4,000人の人口を維持しておりますが、今後の人口減少の推移と今年度行われる国勢調査等による地方交付税等の税収の見込みについてお聞かせください。今現在10億円近くの財政調整基金を積み立てることができましたが、行財政改革のもと、住民、そして職員の理解を得ながら確保したものであり、今後の財源不足にすべて補てんするようなことがあってはならないと思っておりますし、それらも含めてお聞かせ願います。

次に、人口減少に伴い、自治会、町内会の運営について支障を来すことにより、影響が必ず出ると思われます。今後住民からの要望や意向を取り入れ、活動の集約や、また町内会の統合も視野に入れていかなければなりません、どのように再

編計画をしていくのかお聞かせ願います。今の質問の趣旨についてですが、このまま人口減少が続くと、近い将来コミュニティーの崩壊が始まると想定されます。また、この町の10年後の人口を予測すると、高齢者の多い我が町につきましては現在の半分ぐらいの人口になるのではないかと大変危惧しているところでございます。

以上の観点から、次の質問に移りたいと思います。主要施策の大綱の第4、活力とにぎわいのある町づくりの条文の中で、昨年的一般質問において地域再生プロジェクトにかかわる企業誘致戦略と題して質問いたしました。今回はその第2ステージとして1点質問させていただきます。雇用の場の確保と定住対策として、誘致企業の内需拡大や新たな企業の創出について述べられておりますが、昨年の質問の答弁においてもそうですが、一朝一夕の成果は望めませんし、長年続く経済情勢等の悪化で市場での価格の変動もあるようで、なかなか速効性は望めないものと私自身も考えております。今後も着実に成果は出ると予測されますが、同時に結果が出る前に人口減少に歯どめがかからず、次の対策案を講じなければならない時が来るのではないかと思います。速効性のある定住確保及び人口増加を見込める施策について、ほかにもどのようなものを検討されているのかお聞かせ願います。

対策案の一つとして、旧スキー場ロッジや旧上砂川小学校を利用し、ここ数年陸上自衛隊の長期訓練が行われておりますが、本町は山間部という土地柄であることが功を奏していることもあり、交通の利便性もよく、自衛隊の訓練施設や分屯基地としての立地条件が整っているように感じます。国の防衛費の削減や防衛計画の大綱と次期中期防衛力整備計画の見直し等により非常に困難かとは思いますが、今後も陸上自衛隊滝川駐屯地との関係を密にし、北海道防衛局を通じ、旧JAMICの空き施設等を防衛省に働きかけ訓練施設、または分屯基地として誘致を目指してはいかがで

しょうか。今現在訓練に訪れているのは、滝川駐屯地を含めた陸上自衛隊第11旅団ですが、航空自衛隊も北海道には幾つか基地があります。北部航空方面隊のうち道央につきましては、当別と長沼の2つの分屯基地しかございません。自衛隊についてはさまざまな職種があることから、今後の交渉次第では誘致の実現も可能かと思われれます。もし実現すれば、災害時などの有事の際にも利点がありますし、空き家の町営住宅を官舎として誘致すれば人口の定着化にもつながるという利点もございます。みずからの持論を申し述べましたが、検討の余地があるか、町長の見解をお聞かせ願いたいと思います。

次に、2件目の質問、第5、みんなで進める町づくりの条文中の3、広域的な連携を進める町づくりについてですが、合併協議会が解散し、今後合併は不可能であり、自立による町政運営に努めなければなりません。私も関係市町との広域連携については、さまざまな面で協力することにより負担軽減の可能性を秘めていると推測いたします。既に実施済みのものでありますが、現段階においてどの分野で負担を軽減できる事務事業があるのか教えていただきたい。また、町としてどのように計画の策定をするのかお聞かせ願います。

広域連携の可能性を試みる上で、職員の間だけではなく、住民の交流も足並みをそろえていかなければならないと思います。加えて、公共施設、観光施設の利活用をしていくのも視野に入れる必要があることから、住民サービスのための施策として障害者や高齢者を対象に、他の市町と連携し、タクシー会社と提携を結び、ダイヤモンド型交通システムを取り入れてみてはいかがでしょうか。町単独では難しい事業ですが、人口規模が比較的同じ歌志内市や奈井江町と協議してみるとさまざまな可能性が見えてくると思います。引きこもりがちの障害者や高齢者に生きがいづくりの場を提供できるような気がいたします。今後主要施策の中で検討することができないか、町長の見解を

お聞かせ願います。

最後に、国や道から提言されている道州制特区に向けた市町村に対する権限移譲について、これから迅速に対応できるようにしていかなければならないと思います。町民につきましても、これまでの固定観念を変えていかなければならないと思いますし、貝田町長が中心となって自立のできる町づくりに向けて導いていただきますようお願い申し上げます。私の質問を終わらせていただきます。

○議長（堀内哲夫） ただいまの5番、高橋議員の質疑に対し、答弁を求めてまいります。町長。

○町長（貝田喜雄） 5番、高橋議員の1件目のご質問、人口減少対策の推進についてお答えいたします。

人口減少の状況につきましては、水谷議員のご質問で説明をさせていただきましたので、本町の置かれている状況をご理解賜りたく、お願い申し上げます。

1点目のご質問の今後の人口減少の推移と本年度実施される国勢調査による地方交付税への影響についてであります。現在本町は毎年150人近い人口が減少し、平成17年の国勢調査で4,770人だった人口も本年5月末で4,027人と5年間で743人減少しており、人口減少に歯どめがかからず、大変厳しい行財政運営を強いられる状況となっております。今後の人口減少の推移につきましては、本定例会後直ちに着手いたします第6次町づくり計画策定の中で検討していきたいと考えております。参考となりますが、過去の市町村合併協議等での本町の人口推計は、国立社会保障・人口問題研究所の資料によりますと、平成22年では3,940人、10年後の平成32年には2,976人と3,000人を切る推計となっておりますことを申し添えさせていただきます。

人口減少につきましては、地方交付税や税収の減収はもとより、町営住宅の空戸増加や上下水道の運営、商店街の空洞化など、町政運営に大きな

影響を与えることから、本町といたしましては子育て支援の充実や学校改修などの教育、福祉の充実を図るとともに、水洗化など可能な限りの住環境整備を進め、町民が転出せず、本町に住んでもらえるような定住対策の積み上げが求められると考えるものであります。本町の人口減少の内容を見ますと、議員もご承知のとおり死亡などの自然減が半数を占めることから、どうしても町外からの転入者確保が必要となってきますので、住宅建設奨励金の推進や単身者住宅の入居状況に応じた家賃の軽減、さらには平成23年度に中央地区への公営住宅建設など、あらゆる事業を推進し、他市町からの新たな住民誘導を図ってまいりたいと考えるものであります。

また、人口減少に伴う地方交付税への影響についてであります。前段申し上げましたとおり、平成17年国勢調査から本年5月末までに743人減少しており、人口の減少部分では現在1人当たりの交付税額が15万円となっておりますので、現状ベースでの単純推計では約1億1,000万円の減額が見込まれるものでございますが、複雑な交付税積算制度と先行き不透明な交付税の動向を勘案いたしますと、さらなる減収も見込まれ、厳しい状況に直面すると思料するものであります。

ご承知のとおり、本町の財政状況にありましては自主財源であります町税が極めて少なく、依存財源であります地方交付税に大きく頼らなければならぬ脆弱な財政構造となっております。地方交付税につきましては、国の三位一体改革によりまして平成12年度、22億円をピークに年々減少いたしまして、平成21年度までに約6億円が減少となっており、行財政改革に救いを求めざるを得ない厳しい状況に立ち至っているものであります。今後におきましても、国の財政事情を考えますと現状規模の交付税額が確保されるのか不透明な状況にありますことから、町民の皆さんと職員の協力のもと積み立てられました財政調整基金を含め、限られた財源を有効に活用した財政運営を進

める一方、人口減少対策を推進し、町税等自主財源の確保を図りつつ、交付税制度の拡充、強化に向け努力をしております。

2点目の人口減少に伴う自治会、町内会運営への影響と再編計画につきましては、これらの問題は人口減少のみならず、少子高齢化の進行が大きな要因となっており、本年3月末現在の住民基本台帳の調べでは、東町地区と中央地区が地域住民の半数以上が65歳以上の限界集落となり、役員のなり手がいないなどの課題を抱えておりますことから、町といたしましてはその動向を注視し、今後必要に応じ自治会と協議をし、進めてまいりたいと考えております。自治会、町内会運営を含めた地域の再編計画につきましては、単に行政主導で進められる問題ではなく、地域住民の主体性が大変重要でありますので、住民の皆さんのご意見を伺う機会を設けるとともに、本年度策定する町営住宅長寿命化計画との整合性を図りつつ、かかる時点で地域住民の総意のもと再編が求められる場合には誤りのない対応をすべく努力をしております。

質問の3点目、人口増加を見込める策として雇用の場確保や企業誘致の推進などを挙げているが、難しいのではないかとのことにつきましては、雇用対策などは一朝一夕に成果を得るのは困難でございます。議員ご指摘のとおりと思いますが、本町の置かれておる状況からして、可能性のあるものへのチャレンジを忘れてしまうと生き延びるすべは閉ざされるというふうを考えるもので、先ほど来申し述べておりますように福祉や教育環境の条件整備など地道な努力の積み上げにより成果を求めることが必要というふうに思っているところでございます。

このような状況の中で、議員からご提言のありました自衛隊の訓練施設の誘致をしてはとのことで、具体的にはJAMIC等遊休公共施設を活用して訓練施設を誘致し、空戸住宅を官舎として利用することで人口の増加などが図られ、空戸対策

も解消されるとのことでございますが、最初に本町での自衛隊とのかかわり合い、そして交流状況について触れさせていただきます。昨年初めて陸上自衛隊滝川駐屯地の第10普通科連隊が旧スキー場ロッジや旧上砂川小学校を活用して訓練を行ったところでありまして、波及効果として町内での買い物やパンケの湯を利用するなどの経済効果を得たところでございます。また、数年前より上砂川神社祭でのみこしの担ぎ手や公共施設の草刈りなど、ボランティア活動も積極的に協力をいただくなど、町の活性化の一助となっており、近時大変良好な関係を保っていると認識するものでございます。今徐々にではあります。自衛隊との交流実績が生じつつある状況のもとで、一足飛びでの国、道への自衛隊誘致の働きかけには慎重さが求められると考えるものであり、駐屯地の所在する滝川市を含めた近隣市町との関係もあり、本町だけで即座に決められるものではないと思われ、決して後ろ向きな対策をとるわけではございませんが、今後もよりよき関係を保つため、滝川駐屯地を中心とした訓練等の誘致を進め、将来に向けた基礎づくり、体制づくりをしております。

2点目のみんなで進める町づくりについての1点目のご質問、広域連携の推進につきましては、砂川市を中心とした2市3町の合併協議が破綻し、当面は自立での行財政運営となりますが、国の財政状況を考えますと、人口1万人未満の小規模自治体は単独での行政運営が難しくなり、人口4,000人の本町にとっては大変厳しい行財政運営を強いられることから、合併も視野に入れた行財政運営をしなければならないというふうに思うところでございます。議員ご指摘の広域連携の推進につきましては、本町は住民サービスの向上と効率的かつ効果的な行政運営を図るため、さまざまな広域連携事業を行っております。現在実施している広域事業につきましては、中空知広域圏組合で実施しております交通災害共済事業や交通遺児

奨学金事業、そして空知中部広域連合で実施している介護保険、国民健康保険事業、さらには砂川地区保健衛生組合で実施しているごみ処理、し尿処理、火葬場事業、そして本年度から小児医療救急体制事業への参加など、単独で実施する場合には経費がかさむことから、最小限の経費に抑えるため広域で取り組んでいるところでございます。

また、滝川市を中心とした合併協議破綻後、歌志内市、奈井江町、浦臼町と本町の1市3町で広域連携を検討する空知中部連合自治研究会を立ち上げまして、広域事業について検討し、保健福祉や教育など分野ごとに連携できる事業がないか検討いたしました。結果として認知症の家族交流会の実施と障害程度の区分認定市町村審査会の広域連合に共同設置した2件が実現したところでございます。現在このほかに空知総合振興局で中空知を対象とした中空知地域広域連携研究会を立ち上げ、広域事業を検討した結果、短期的課題としてパスポートの発給申請受理、交付事務が砂川市に委託して実施する方向で検討されており、また図書館サービス事務として市町間での図書館の蔵書の貸し借り等についても検討しているところでございます。中長期の課題といたしましては、税の徴収業務や企業誘致対策業務についても検討しているところでございます。このような状況の中で、将来に向け負担軽減ならしめる事務事業では、昨年から協議を進めております消防の広域化のほか、学校給食のあり方など教育分野においても可能となる事業も存在すると思料するところでございまして、今後分野を問わず検証を進め、本町から積極的に働きかけを行い、広域事業の推進に努めてまいります。

2点目のご質問の他市町と連携してのダイヤモンド型交通システムの導入についてでございますが、ダイヤモンド型交通システムは公共交通機関の空白地帯を補完するシステムで、電話予約等による利用者のニーズに応じて柔軟な運行を行う公共交通の一形態であります。具体的には、少数の場

合ジャンボタクシーや乗り合いタクシーによるサービスを提供するものから、路線バスがバス路線や空白地帯を巡回するものなど、いずれも事前予約が必要となりますが、地域の実情に合わせ、さまざまな形態でのシステムが各地で試行されております。近隣におきましては、滝川市が平成21年に地域公共交通総合連携計画を作成し、中心商店街の活性化を目的とした市内循環バス、乗り合いタクシー、菜の花タクシーの運行など、新たな交通システムについての実証実験に取り組んでいるところでございます。また、空知管内では、栗山町が民間路線バスの代替交通手段として、民間路線バスの空白地帯の農産物の出荷のためにダイヤモンドバスやコミュニティーバスを運行する実証実験に取り組んでおります。

議員ご指摘のとおり、ダイヤモンド型交通システムにつきましては一般的に商店街の活性化など多くのメリットが見込まれると言われておりますが、本町の場合民間の路線バスがほぼ全町全域をカバーしておりまして、空白地帯も少ない中にありまして、利用者は年々減少傾向にあり、多くの利用は望めない状況にあるのではないかとこのように思うところでございます。ダイヤモンド型交通事業を実施した場合、既存の路線バスの利用者の減少も想定され、さらなる減便にもつながる可能性もあると危惧するところであります。将来の新しい交通システムの構築に向け、他市町の実証実験の状況を把握するとともに、ダイヤモンド型交通システムの総合的なメリット、デメリットを整理し、現在の路線バス維持助成との費用対効果等を比較した上で事業の実施について慎重に検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上を申し上げまして、答弁といたします。

○議長（堀内哲夫） ただいまの答弁に対し、再質疑があれば許可いたします。

○5番（高橋成和） ありません。

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切

ります。

◇ 数馬 尚 議員

○議長（堀内哲夫） 次、4番、数馬議員、ご登壇の上ご発言願います。

○4番（数馬 尚） 私は、平成22年第2回定例会に当たりまして、町政執行方針に対する質疑として人口減少、移住、定住対策についてお尋ねいたします。

近隣市町との合併が不可能となった今、本町は自主自立を基本として今後の町づくりを進めていかななくてはなりません。そのためには、いかに人口減少に歯どめをかけるかが最優先課題であります。町政執行方針にもそうした考え方が示されており、10ページに中心市街地の活性化と移住、定住対策の一環として平成23年度に公営住宅を建設するため、今年度はこれの実施設計を準備するとしております。私は、中心市街地の疲弊を見るにつけ、広大な遊休地のある北一条線沿いに公営住宅を建設することについては大賛成ですが、これとあわせて、より定住率の高い持ち家住宅建設のための分譲宅地を造成されてはいかがでしょうか。これにまさる定住対策はないと思うのですが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（堀内哲夫） ただいまの4番、数馬議員の質疑に対し、答弁を求めてまいります。町長。

○町長（貝田喜雄） 4番、数馬議員のご質問、人口減少、移住、定住対策についてお答えいたします。

本町における人口減少の状況につきましては、水谷議員のご質問で説明をさせていただきましたので、ご理解賜りたくお願い申し上げます。

議員ご質問の定住率を高めるため、公営住宅の建設とあわせ分譲団地を造成し、持ち家建設促進を図ってはどうかとのことにつきましては、まさに私も議員と考えを同じにするものでございます。持ち家促進は、人口の定着化を図る意味からも大変重要な施策でありますことから、本年度鶴

の駅裏公営住宅跡地に2区画の分譲団地を整備し、持ち家促進を図るとともに、その売却状況によってはさらに新たな分譲地を選定、整備し、低廉な価格により分譲し、成果を求めてまいりたいと考えております。また、現在分譲中の中央、本町、中町分譲団地につきましては、合わせて5区画の未売却地がありますので、分譲条件の見直しやPR方法等を検討するなどして完売に向けて努力をし、移住、定住の効果をもたらすよう積極的に対応してまいります。

今私どもを取り巻く経済情勢は極めて厳しく、住宅を建てたくても建てられない方も多いとの実態も見受けられ、特に本町では町外からの若年層の町営住宅入居希望者も増加しておりますことから、来年度中央地区に新たに公営住宅を建設し、移住、定住を促進してまいりたいと考えるものであり、それに続く将来的な公営住宅の建設につきましては後に及ぼす財政負担や財政状況を勘案し、慎重に検討してまいりたいと思うものであります。

いずれにいたしましても、公営住宅の建設及び分譲団地の造成も100%入居し、そして100%売却してこそ目指す目標が到達されて評価されるものというふうに思うものでございまして、リスクを背負った施策の展開となりますが、その時々住民ニーズや行政の置かれる背景、状況を勘案した上で対応すべきものと考えておりますので、今後におきましても議員の皆さんや町民の皆さんのご協力をいただき、移住、定住対策に努めてまいり所存でありますので、ご理解を賜りたくお願いを申し上げます。

○議長（堀内哲夫） ただいまの答弁に対し、再質疑があれば許可いたします。

○4番（数馬 尚） 終わります。

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

以上で町政執行方針に対する質疑を終了いたします。

◎教育行政執行方針に対する質疑

○議長（堀内哲夫） 次、日程第3、教育行政執行方針に対する質疑を行います。

本件につきましても議長の手元まで通告が参っておりますので、許可してまいりたいと思います。

◇ 数馬 尚 議員

○議長（堀内哲夫） 4番、数馬議員、ご登壇の上ご発言願います。

○4番（数馬 尚） 町政執行方針に続き、教育行政執行方針について1点お尋ねいたします。

お尋ねする内容は、町営球場の整備についてです。5月の下旬、私は幼いころからキャッチボールなどをして遊んだ近所の顔なじみの中学生、この子は野球部員ですが、と朝のあいさつを交わす中できょうは他校との練習試合があると聞いて、孫を連れて野球見物に出かけました。野球場では白熱した試合が展開されており、中学生は真剣に白球を追っておりました。入り口近くでしばし野球を見ている間に、5歳になる孫がいつの間にか3塁スタンドの中段まで上っているのに気づき、私も後を追って上がろうとしたのですが、足をかけてみるとスタンドの木質部分の腐食が進み、ところどころ折れ、抜けており、足を踏み出すのも非常に危険な状態と感じました。私はあわてて孫を呼び寄せましたが、子供たちに事故でもあったらと心配になりました。事故が起きてからでは、取り返しがつきません。危険解消のためには全面改修が一番だとは思いますが、それが不可能だとすれば当面の応急修理と危険箇所周知の立て札設置など危険回避のための措置が必要と思いますが、見解を伺いたいと思います

○議長（堀内哲夫） ただいまの4番、数馬議員の質疑に対し、答弁を求めてまいります。教育長。

○教育長（勝又 寛） 4番、数馬議員のご質問、町営球場整備についてお答えいたします。

町営球場につきましては、昭和46年に三井砂川

鉱業所より町に移管され、軟式野球連盟主催による野球大会やソフトボール大会、中体連の野球大会、少年野球など、数多くの試合が行われてきたところであります。また、その後町民まつり、BOM・BONフェスティバルの炭鉱盆踊りや花火大会などの会場としても使用されてきたところであります。現在は、議員ご指摘のように中学校野球部の練習場として、また近隣市町の野球部との練習試合や、去年は滝川で高体連ソフトボール大会が開催されましたので、高校ソフトボール部の練習会場などとして使用された状況にあります。

スタンドの整備工事につきましては、平成7年にスタンドの補強工事、平成9年には全面にわたり板の改修工事を行い、平成15年には野球場管理人による部分的な補修を行っておりましたが、長年の風雨にさらされ、さらには昨シーズンの大雪の影響などにより一層痛みが進んだものと思われます。町営球場は、野球、ソフトボール部などスポーツ振興からも屋外施設として重要であり、本年7月より実施いたします放課後子ども教室推進事業の小学生の野球指導の中で中学校野球部員との練習を通して交流のできる場として野球場を活用することとしておりますので、危険な状況の箇所につきましては野球場を利用する方が事故に遭わないように早急に対処するとともに、スタンドでははねたり走ったりしないよう周知する注意書き看板を設置したいと思っておりますのでございます。

いずれにいたしましても、スタンドの全面改修につきましては多額の経費を要しますことから、年次的な改修計画について検討するとともに、また今後の利活用についても本年度策定します上砂川町第5次社会教育中期計画の中で生涯学習の観点からも検討したいと思っておりますのであります。

今後とも野球場を含め社会体育施設などの安全面について万全を期してまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上を申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（堀内哲夫） ただいまの答弁に対し、再質疑があれば許可いたします。

○4番（数馬 尚） ありません。

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

以上で教育行政執行方針に対する質疑を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時53分

○議長（堀内哲夫） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第31号

○議長（堀内哲夫） 日程第4、議案第31号から日程第15、議案第42号については既に提案理由並びに内容説明が終了しておりますので、順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

日程第4、議案第31号 上砂川町課設置条例等の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第31号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号 上砂川町課設置条例等の一部を改正する条例制定については、原案の

とおり決定いたしました。

◎議案第32号

○議長（堀内哲夫） 日程第5、議案第32号 上砂川町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第32号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号 上砂川町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

◎議案第33号

○議長（堀内哲夫） 次、日程第6、議案第33号 上砂川町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第33号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号 上砂川町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

◎議案第34号

○議長（堀内哲夫） 日程第7、議案第34号 上砂川町火災予防条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第34号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号 上砂川町火災予防条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

◎議案第35号

○議長（堀内哲夫） 次、日程第8、議案第35号 北海道市町村備荒資金組規約の変更について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第35号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号 北海道市町村備荒資金組規約の変更については、原案のとおり決定いたしました。

◎議案第36号

○議長（堀内哲夫） 次、日程第9、議案第36号 北海道市町村職員退職手当組規約の変更について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第36号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号 北海道市町村職員退職手当組規約の変更については、原案のとおり決定いたしました。

◎議案第37号

○議長（堀内哲夫） 次、日程第10、議案第37号
北海道市町村総合事務組合同規約の変更について
議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切
ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第37号について採決をいたしま
す。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定
することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号 北海道市町村総合事
務組合同規約の変更については、原案のとおり決定
いたしました。

◎議案第38号

○議長（堀内哲夫） 日程第11、議案第38号 北
海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の変更
について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませ
んか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切
ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第38号について採決をいたしま
す。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定
することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号 北海道町村議会議員
公務災害補償等組合同規約の変更については、原案
のとおり決定いたしました。

◎議案第39号

○議長（堀内哲夫） 次、日程第12、議案第39号
平成22年度上砂川町一般会計補正予算（第1号）
について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませ
んか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切
ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第39号について採決をいたしま
す。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定
することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号 平成22年度上砂川町
一般会計補正予算（第1号）については、原案の
とおり決定いたしました。

◎議案第40号

○議長（堀内哲夫） 日程第13、議案第40号 平
成22年度上砂川町立診療所事業特別会計補正予算
（第1号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませ
んか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切
ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第40号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号 平成22年度上砂川町立診療所事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決定いたしました。

◎議案第41号

○議長（堀内哲夫） 次、日程第14、議案第41号 平成22年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第41号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号 平成22年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決定いたしました。

◎議案第42号

○議長（堀内哲夫） 次、日程第15、議案第42号 平成22年度上砂川町水道事業会計補正予算（第1号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませ

るか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第42号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号 平成22年度上砂川町水道事業会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決定いたしました。

◎調査第2号

○議長（堀内哲夫） 次、日程第16、調査第2号 所管事務調査について議題といたします。

お手元に配付いたしておりますように、議会運営委員長から会議規則第74条の規定により、閉会中の継続調査について申し出がありましたので、委員長の申し出のとおりこれを許可してまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の申し出のとおり許可することに決定いたしました。

◎派遣第1号

○議長（堀内哲夫） 次、日程第17、派遣第1号 議員派遣承認について議題といたします。

これもお手元に配付のプリントに内容が記載されておりますように、これを派遣してまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

よって、本件は派遣することに決定いたしました。

◎追加日程について

○議長（堀内哲夫） ただいま議長の手元に意見書案4件が所定の手続を経て提出されておりますので、これを追加日程のとおり追加し、議題に付したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程のとおり追加することに決定いたしました。

お諮りいたします。日程第18、意見書案第7号から日程第21、意見書案第10号までの4件の意見書案の本文は相当量となっておりますので、本文読み上げについては省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第7号から意見書案第10号まで、本文読み上げによる内容説明を省略することに決定いたしました。

◎意見書案第7号

○議長（堀内哲夫） 日程第18、意見書案第7号 最低賃金法の抜本改正と安定雇用の創出、中小企業支援策の拡充・強化を求める意見書について議題といたします。

7番、川上議員、ご登壇の上ご発言願います。

○7番（川上三男） 最低賃金法の抜本改正と安定雇用の創出、中小企業支援策の拡充・強化を求める意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成22年6月25日

上砂川町議会議長 堀内哲夫 様
提出議員 川上三男

賛成議員 水谷寿彦 高橋成和
柳川暉雄

本文に入りますが、朗読、内容説明は省略させていただきます。

意見書案第7号 最低賃金法の抜本改正と安定雇用の創出、中小企業支援策の拡充・強化を求める意見書。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年6月25日

上砂川町議会議長 堀内哲夫
提出先 内閣総理大臣、厚生労働大臣。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第7号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第7号 最低賃金法の抜本改正と安定雇用の創出、中小企業支援策の拡充・強化を求める意見書は、原案のとおり決定いたしました。

◎意見書案第8号

○議長（堀内哲夫） 次、日程第19、意見書案第8号 機能性低血糖症に係る国の取り組みを求める意見書について議題といたします。

3番、斎藤議員、ご登壇の上ご発言願います。

○3番（斎藤勝男） 機能性低血糖症に係る国の

取り組みを求める意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成22年6月25日

上砂川町議会議長 堀内哲夫様

提出議員 斎藤勝男

賛成議員 数馬 尚 大内兆春

横溝一成

本文に入りますが、朗読、内容説明は省略させていただきます。

意見書案第8号 機能性低血糖症に係る国の取り組みを求める意見書。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年6月25日

上砂川町議会議長 堀内哲夫

提出先 内閣総理大臣、厚生労働大臣。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第8号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第8号 機能性低血糖症に係る国の取り組みを求める意見書は、原案のとおり決定いたしました。

◎意見書案第9号

○議長（堀内哲夫） 日程第20、意見書案第9号

地方財政の充実・強化を求める意見書について議題といたします。

4番、数馬議員、ご登壇の上ご発言願います。

○4番（数馬 尚） 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成22年6月25日

上砂川町議会議長 堀内哲夫様

提出議員 数馬 尚

賛成議員 水谷寿彦 高橋成和

大内兆春

本文につきましては、朗読、内容説明を省略させていただきます。

意見書案第9号 地方財政の充実・強化を求める意見書。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年6月25日

上砂川町議会議長 堀内哲夫

提出先 内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、内閣官房長官、国家戦略担当大臣、経済産業大臣。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第9号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第9号 地方財政の充実

・強化を求める意見書は、原案のとおり決定いたしました。

◎意見書案第10号

○議長（堀内哲夫） 次、日程第21、意見書案第10号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、教職員定数改善、就学保障充実等2011年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書について議題といたします。

6番、大内議員、ご登壇の上ご発言願います。

○6番（大内兆春） 意見書案第10号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、教職員定数改善、就学保障充実等2011年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成22年6月25日

上砂川町議会議長 堀内哲夫様
提出議員 大内兆春
賛成議員 水谷寿彦 数馬尚
川上三男

本文に入りますが、朗読、内容説明は省略させていただきます。

意見書案第10号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、教職員定数改善、就学保障充実等2011年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年6月25日

上砂川町議会議長 堀内哲夫
提出先 内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、
衆議院議長、参議院議長。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第10号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第10号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、教職員定数改善、就学保障充実等2011年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書は、原案のとおり決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（堀内哲夫） 以上で本定例会に付議されました案件につきましては、すべて終了いたしましたので、平成22年第2回上砂川町議会議定例会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

（閉会 午前11時17分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 堀内哲夫

署名議員 数馬尚

署名議員 高橋成和

出席議員

議席 番号	氏 名	2 定	
		6.22	6.25
1	堀内哲夫	○	○
2	水谷寿彦	○	○
3	斎藤勝男	○	○
4	数馬 尚	○	○
5	高橋成和	○	○
6	大内兆春	○	○
7	川上三男	○	○
8	横溝一成	○	○
9	柳川暉雄	○	○

説明のため出席した者

役 職 名	氏 名	2 定	
		6.22	6.25
町 長	貝 田 喜 雄	○	○
副 町 長	奥 山 光 一	○	○
教 育 長	勝 又 寛	○	○
教 育 委 員 長	栗 原 順 道	○	○
監 査 委 員	道 藤 秋 夫	○	○
監 査 事 務 局 長	是 洞 春 輝	○	○
総 務 企 画 課 長	林 智 明	○	○
総 務 企 画 課 参 事	永 井 孝 一	○	—
住 民 福 祉 課 長	山 本 丈 夫	○	○
税 務 出 納 課 長	高 木 則 和	○	○
建 設 水 道 課 長	清 野 勝 吉	○	○
消 防 長	川 下 清	○	○
教 育 次 長	渡 辺 修 一	○	○
福 祉 医 療 セ ン タ ー 参 事	高 橋 良	○	○

事務局職員出席者

職 名	氏 名	2 定	
		6.22	6.25
議 会 事 務 局 長	是 洞 春 輝	○	○
書 記	三 上 美 知 子	○	○